

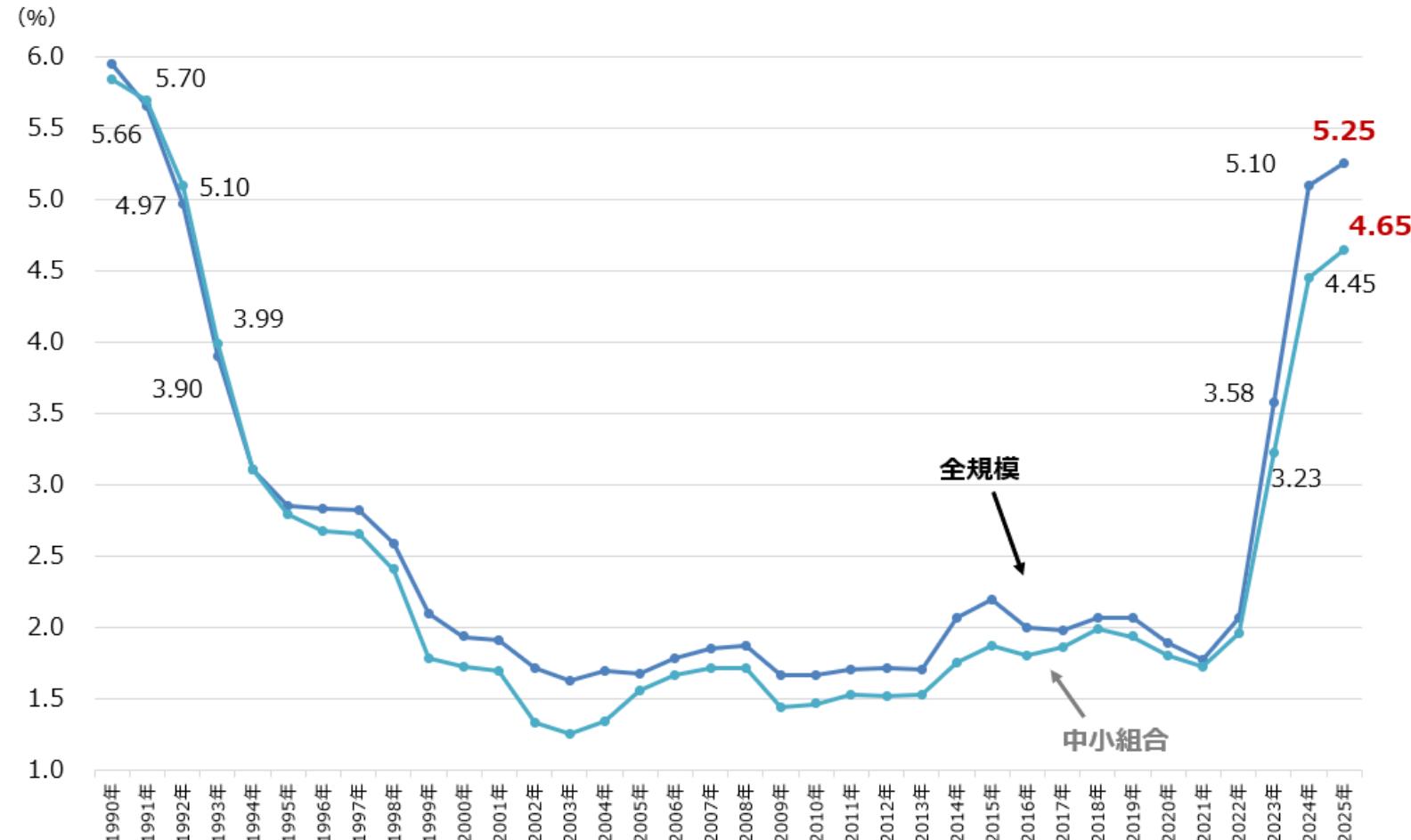
中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について (参考資料)

2026年2月3日

経済産業省近畿経済産業局

賃上げ：33年ぶりの水準の継続

- 2024年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は5.10%と、1993年以来33年ぶりの5%超えとなる高い伸び。
- 2025年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は、5.25%（中小組合は4.65%）。



※1：調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。

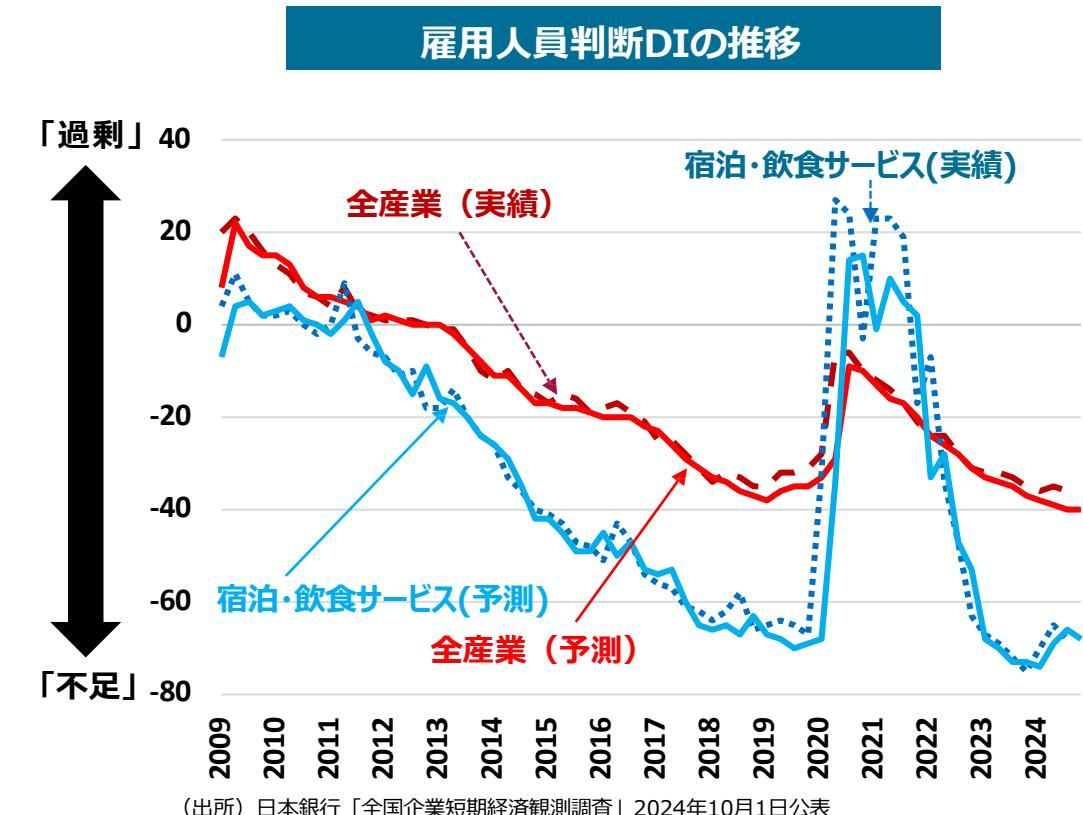
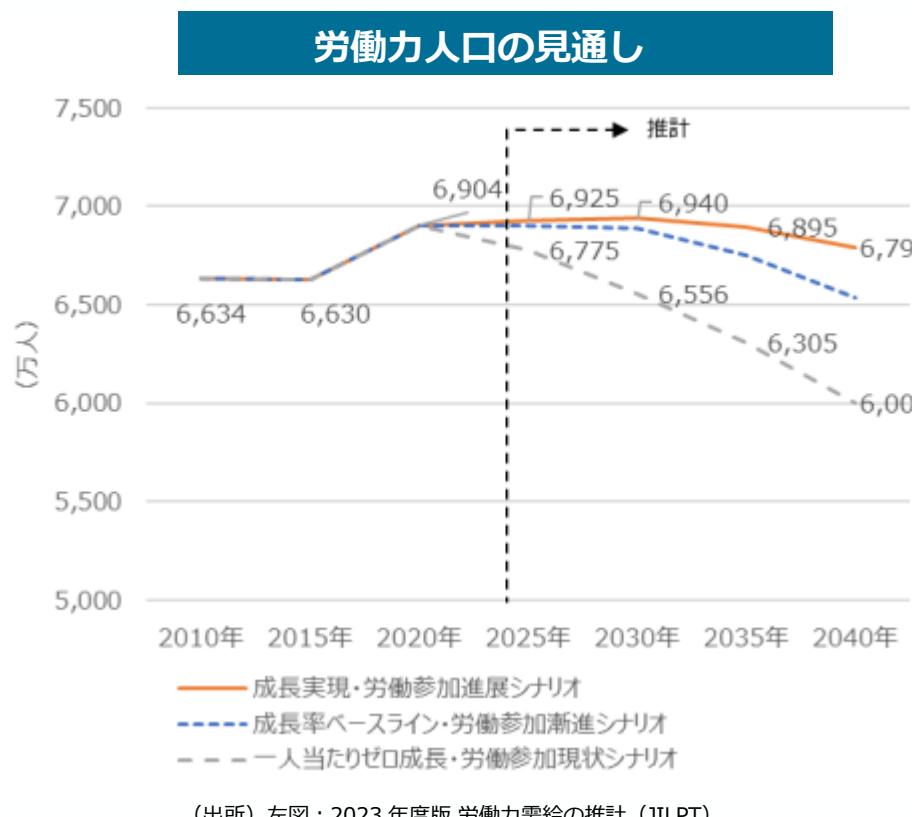
※2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。

※3：1990年～2024年については最終集計結果、2025年については第6回回答集計結果であり、今後数字が変動する可能性がある。

(出典) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

人口減少に伴う構造的人手不足

- 労働力人口の見通しには様々なシナリオがあるが、経済・雇用政策を講じ、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進む場合 (成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ) では、**2030 年に 6,886 万人、2040 年に 6,536 万人となることが見込まれる。**
- 足下の雇用判断では全産業で人手不足であり、特に宿泊・飲食をはじめとするサービス業で人手不足感が強い。
- 全人口より先に労働力人口が減少していくことを踏まえれば、労働力不足は中期的なトレンドと見込まれ、引き続き、労働力確保のための賃上げが求められる可能性は高い。



中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- 原資の確保（価格交渉・価格転嫁） 支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上） 支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、省力化投資支援
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ） 支援策：中小企業活性化協議会、事業再構築補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

課題の把握(賃上げ・最賃対応特設サイト)



中小企業庁の「ミラサポplus」サイトにおいて、
賃上げ・最賃対応の特設サイトを10月30日(木)に公開。
(<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/index.html>)

<内容>

- ・自社の賃上げ額をまず知っていただく。
- ・商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討していただく。
- ・賃上げ原資の確保のためのヒントを提供。
 - 価格交渉・価格転嫁したい
 - 売上増加・生産性向上したい
 - IT導入・省力化したい
 - 経営改善・事業再生・再チャレンジしたい
 - 事業承継を進めたい。
- ・上記の5つの対策のイメージの漫画、企業の事例、相談窓口、関連する補助金等の施策の紹介

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- **原資の確保（価格交渉・価格転嫁）支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺**
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上）支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、省力化投資支援
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ）支援策：中小企業活性化協議会、事業再構築補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性（まとめ）

1. 法の厳正な執行

- ①中小受託取引適正化法【取適法】（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
- ②受託中小企業振興法【振興法】（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
- ③フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた業界への働きかけ強化 ※米国関税措置の影響も注視

- ①価格交渉促進月間（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「発注者リスト」公表、迅速な注意喚起、指導・助言
- ②価格転嫁を阻害する商習慣の見直し（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③取引適正化のための自主行動計画（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の改訂・徹底
- ④パートナーシップ構築宣言（83,172社 ※2025年12月24日時点）の周知・実効性の向上
- ⑤労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（2025年12月改正）の周知・徹底

3. 取引実態の把握・相談対応

- ①取引Gメン（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ②取引かけこみ寺（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ①国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも年1回以上の協議の促進、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。

※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）

- ②令和8年度予算編成における、経済・物価動向等の適切な反映。令和7年度補正予算の重点支援地方交付金の活用。

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小受託事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小受託事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

義務

発注内容を明示する義務(発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)

支払期日(受領後60日以内)を定める義務

遅延利息(14.6%)の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延(手形払等の禁止)

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

振興法（受託中小企業振興法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

①取引の内容

②規模要件 (製造業、建設業、運輸業その他)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下
-------	---	---	---------	----------------------------------

②規模要件 (サービス業)

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい 常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下（個人含む）
-------	---	---	---------	---

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（31業種・88団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勧奨。

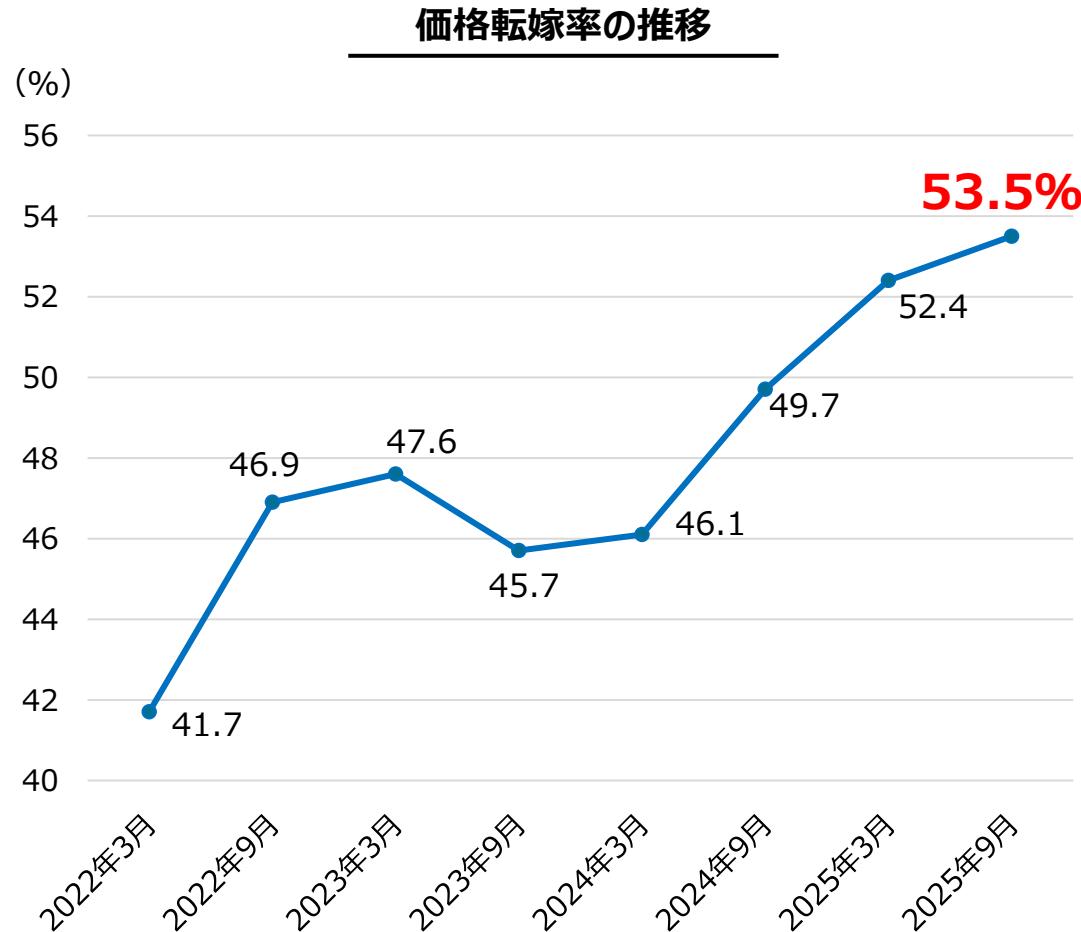
③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ53.5%と道半ば。業種別にも差がある状況。



※2022年3月は集計方法が異なるため参考値。

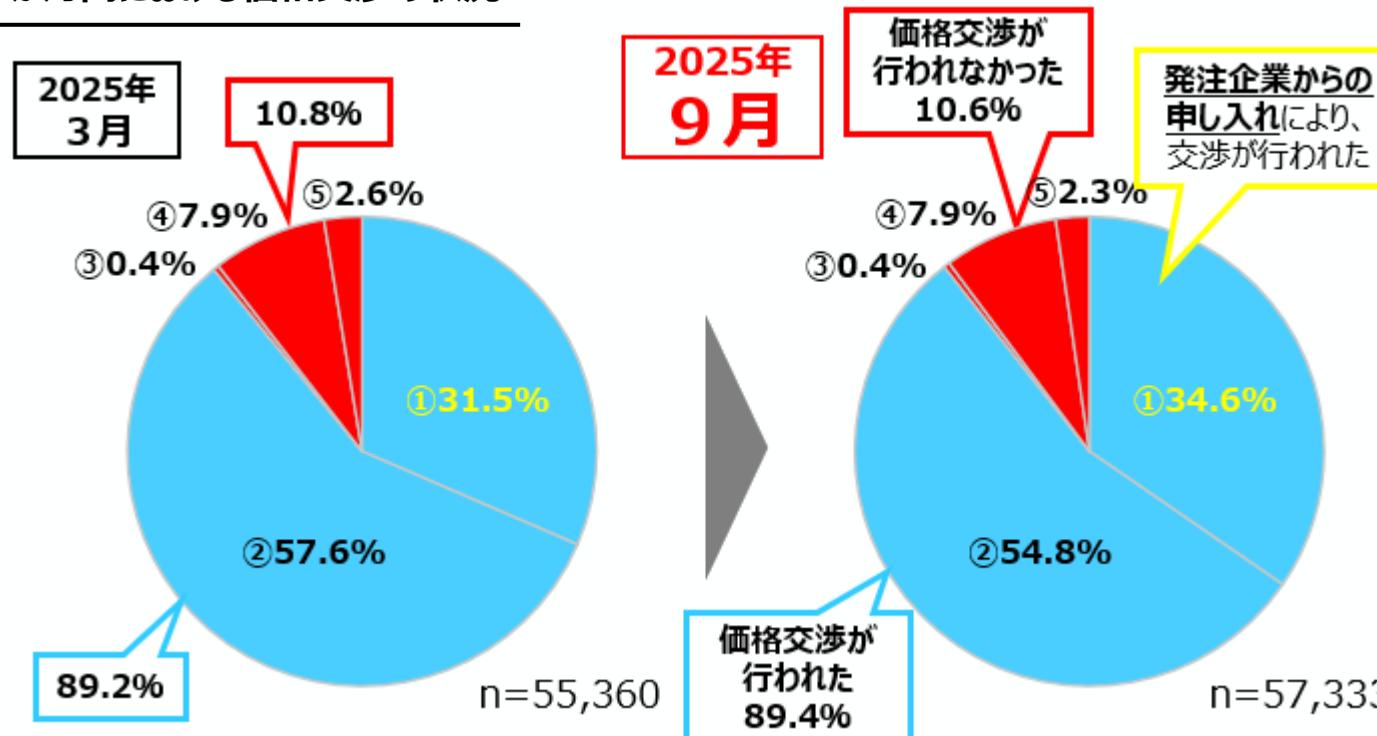
業種別の価格転嫁率

業種別	2025年9月		コスト増に対する転嫁率	
	順位	業種	↑ ↓	53.5% (52.4%)
1位	化学		↑	66.7% (64.8%)
2位	電機・情報通信機器		↑	60.6% (58.4%)
3位	機械製造業		↑	59.4% (56.2%)
3位	造船		↑	59.4% (57.6%)
5位	食品製造業		↓	59.3% (60.3%)
6位	自動車・自動車部品		↑	58.9% (56.6%)
7位	飲食サービス		↓	57.2% (57.3%)
8位	金融・保険		↑ ↓	56.2% (51.1%)
9位	金属		↑	54.2% (50.9%)
10位	卸売		↓	54.1% (54.4%)
11位	小売		↑	54.0% (52.5%)
12位	建設		↑	53.2% (52.6%)
13位	鉱業・採石・砂利採取		↑	52.9% (52.2%)
14位	電気・ガス・熱供給・水道		↓	52.7% (53.6%)
15位	運輸・郵便（トラック運送除く）		↑	52.4% (51.5%)
16位	不動産業・物品賃貸		↑	51.7% (48.5%)
17位	情報サービス・ソフトウェア		↓	50.9% (54.3%)
18位	石油製品・石炭製品製造		↑	50.0% (46.0%)
18位	紙・紙加工		↓	50.0% (51.4%)
20位	印刷		↑	49.9% (47.7%)
21位	生活関連サービス		↓	48.9% (50.2%)
22位	繊維		↑	48.1% (47.5%)
23位	建材・住宅設備		↑	47.2% (46.6%)
24位	製薬		↓ ↓	46.7% (64.1%)
25位	通信		↑ ↓	46.6% (37.7%)
26位	広告		↑	43.4% (38.7%)
27位	農業・林業		↓	42.3% (45.0%)
28位	廃棄物処理		↑	41.1% (39.3%)
29位	放送コンテンツ		↓	40.1% (43.2%)
30位	トラック運送		↓	34.7% (36.1%)
-	その他		-	-

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
➢ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



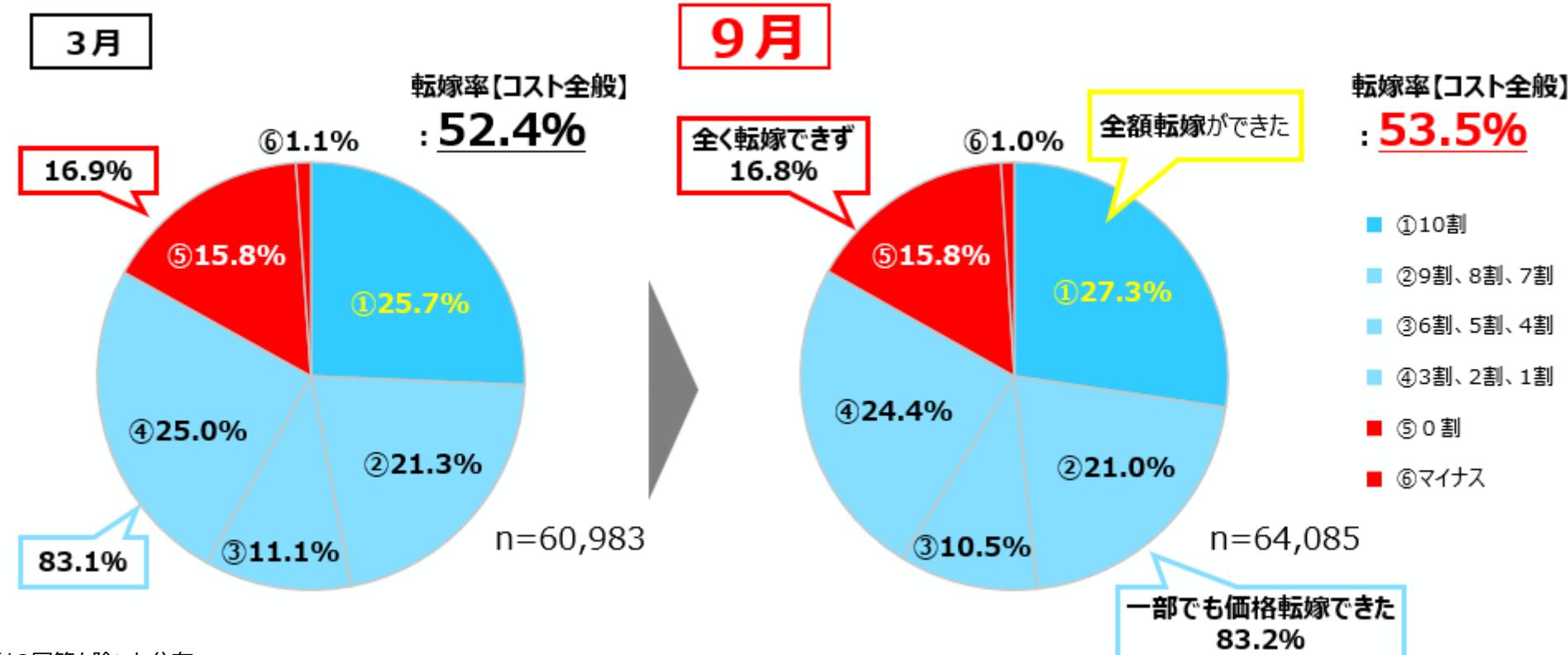
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた 。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
 - 「転嫁できなかつた」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。

➤ 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率 : **55.0%**

3月

転嫁率 : **54.5%**

エネルギー費

9月

転嫁率 : **48.9%**

3月

転嫁率 : **47.8%**

労務費

9月

転嫁率 : **50.0%**

3月

転嫁率 : **48.6%**

■ ①10割	■ ②9割、8割、7割	■ ③6割、5割、4割
■ ④3割、2割、1割	■ ⑤0割	■ ⑥マイナス

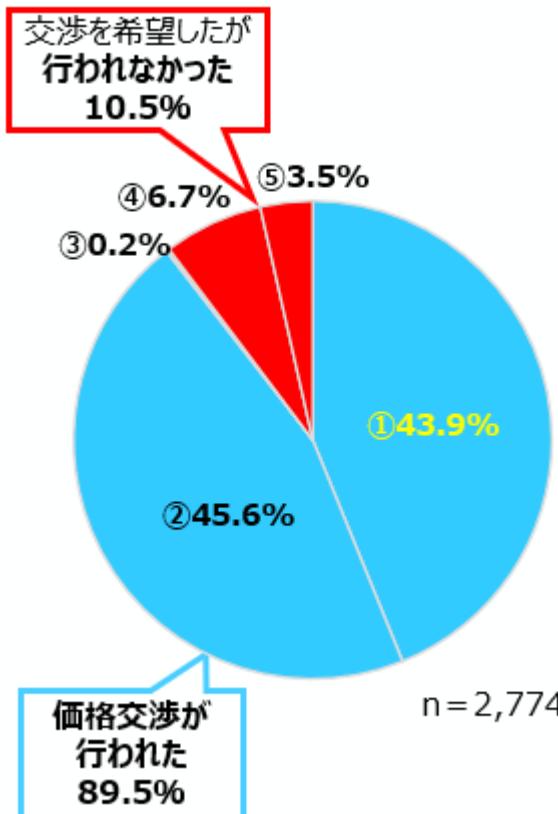
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

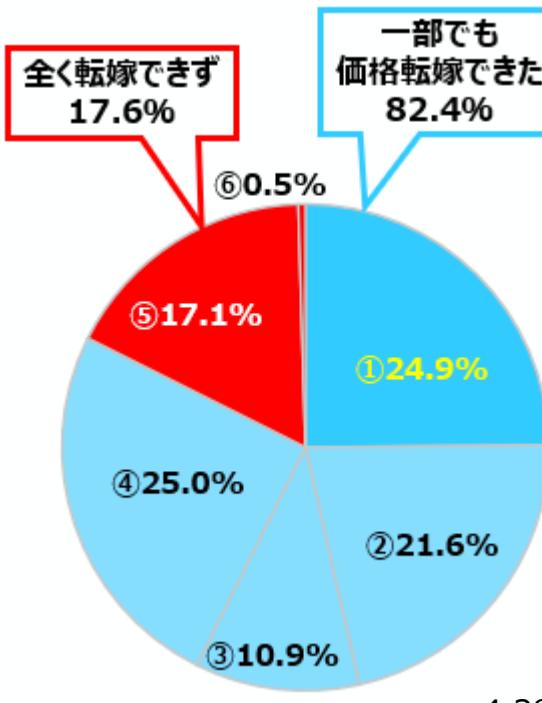
- 官公需の回答数は7,193件に増加（前回5,593件）。**価格転嫁率**は、**52.1%**（前回52.3%）。
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約9割**（前回89.3%→**89.5%**）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況

① 発注企業から、交渉の申し込みがあり、価格交渉が行われた。
② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③ コストが上昇し、発注企業から申し込みがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、発注企業からの 申し込みを辞退 した。
④ コストが上昇したが、発注企業から申し込みがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、 交渉を申し出なかつた 。
⑤ コストが上昇し、発注企業から申し込みがなく、受注企業から 交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた 。



転嫁率【コスト全額】
52.1%

取引かけこみ寺

- 各都道府県の中小企業振興機関協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「取引かけこみ寺」を設置。
- 代金の減額や買いたたきといった取引上の悩みに関する様々な相談を受け付け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行う。
年間11,000件超の相談に対応。（2024年度）
- 令和7年6月に、官公需に関する相談の受付も開始。

相談無料

秘密厳守



全国48か所

匿名相談可能

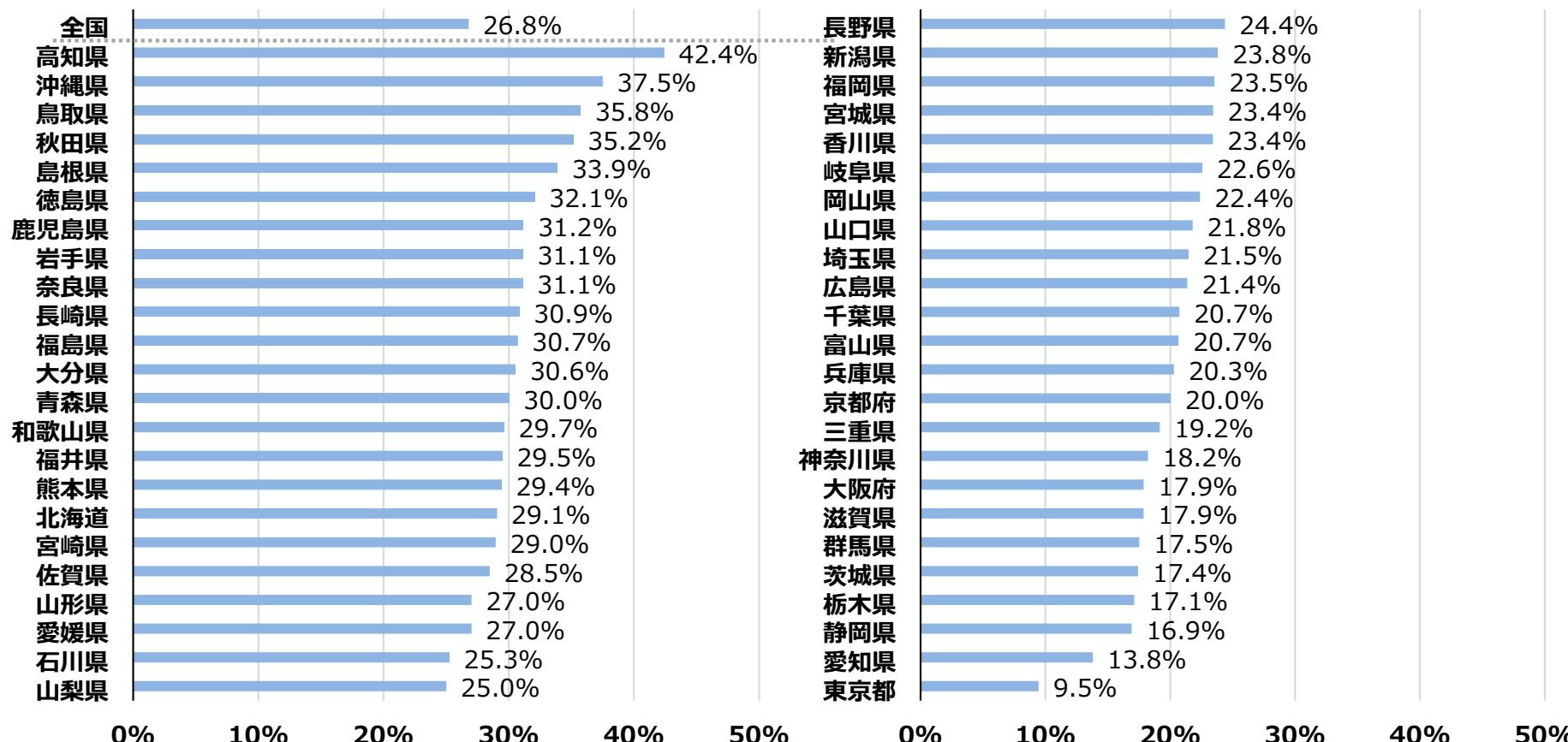
- 弁護士による無料相談
- 裁判外紛争解決手続（ADR）
- 取適法違反のおそれがある場合、中小企業庁への通報
- 地方公共団体における官公需相談窓口を紹介

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

新資本実現会議
資料を一部修正

- 官公需など公需は、GDPの1／4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

＜参考：業界ごとの取組例＞

- 第3次担い手三法※の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）
※公共工事品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ[†]

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

→ 佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」**で周知徹底を図るよう指示。

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1／2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2／2）

II.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定とともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府においては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁においては、これまでも中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

III.省力化投資

- 警察庁においては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁においては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁においては、令和8年度から各都道府県のよろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、31業種88団体が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。

改定済みの団体一覧（11団体）

全国警備業協会（令和7年9月）
日本インターネットプロバイダー協会
(令和7年10月7日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
テレコムサービス協会
(令和7年10月8日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
日本鉄道車両工業会
(令和7年11月22日)
電子情報技術産業協会
(令和7年12月9日)
全国段ボール工業組合連合会
(令和7年12月12日、令和8年1月公開予定)
住宅生産団体連合会（令和7年12月17日）
日本製紙連合会（令和7年12月22日）
日本自動車工業会（令和7年12月）
日本自動車部品工業会
(令和7年12月)
日本ボランタリーチェーン協会
(改定済み、令和8年1月1日付公開予定)

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

日本産業機械工業会（令和7年12月予定）
全日本トラック協会（令和7年12月末予定）
電気通信事業者協会（令和8年1月予定）
酒類業中央団体連絡協議会
(令和8年1月予定)
情報サービス産業協会（令和8年1月予定）
日本外食品流通協会（令和8年1月予定）
日本繊維産業連盟（令和8年1月予定）
日本オフィス家具協会（令和8年1月予定）
日本分析機器工業会（令和8年1月予定）
日本電機工業会（令和8年1月予定）
日本航空宇宙工業会（令和8年1月予定）
日本造船工業会（令和8年2月予定）
日本中小型造船工業会（令和8年2月予定）
カメラ映像機器工業会（令和8年2月予定）
日本スーパー・マーケット協会
(令和8年3月まで)
日本金属熱処理工業会（令和8年3月まで）
日本鍛造協会（令和8年3月まで）
日本铸造協会（令和8年3月まで）
日本DIY・ホームセンター協会
(令和8年3月まで)
日本金属プレス工業協会（令和8年3月まで）
日本バルブ工業会（令和8年3月まで）
日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
日本鋳錆鋼会（令和8年3月まで）
日本金型工業会（令和8年3月まで）
日本ガス石油機器工業会（令和8年3月まで）
日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
日本工業炉協会（令和8年3月まで）
日本建材・住宅設備産業協会
(令和8年3月予定)
日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
日本計量機器工業連合会
(令和8年3月予定)
日本チェーン・ラググストア協会
(令和8年3月予定)
全国銀行協会（令和8年3月頃予定）
日本フードサービス協会（令和8年度中）
日本プラスチック工業連盟（令和8年4月まで）
日本化学工業協会（令和8年4月まで）
塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
化成品工業協会（令和8年4月まで）
石油化学工業協会（令和8年4月まで）
日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

放送コンテンツ適正取引推進協議会
デジタルメディア協会
全国ビルメンテナンス協会
食品産業センター
日本加工食品卸協会
日本給食連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国魚卸売市場連合会
全国青果卸売市場協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
マンション管理業協会
日本建設機械工業会
送配電網協議会
全国建設業協会
日本広告業協会
協同組合日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像職能連合
日本映画制作適正化機構
日本印刷産業連合会
日本賃貸住宅管理協会
日本防衛装備工業会
日本家具産業振興会
アジア家具フォーラム
全日本ベッド工業会

改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

情報通信ネットワーク産業協会
全国スーパー・マーケット協会
日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会
ビジネス機械・情報システム産業協会

日本貿易会
日本動画協会
日本建設業連合会

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- 原資の確保（価格交渉・価格転嫁） 支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上） 支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、省力化投資支援
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ） 支援策：中小企業活性化協議会、新事業進出補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案） 3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、
事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】

※令和7年度補正予算案額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（I）、製造プロセスの電化・燃料転換（II）、リストから選択する機器への更新（III）、エネルギー管理システムの導入（IV）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

(I) 工場・ 事業場型

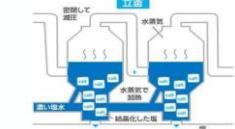
- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大） 等
- 補助上限額：15億円 等

※サプライチェーン連携枠を創設

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

(II) 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2 等
- 補助上限額：3億円 等

※水素対応設備への改造等を補助対象に追加

【キュポラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



(III) 設備 単位型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3 等
- 補助上限額：1億円 等

※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



(IV) EMS型

- EMS（エネルギー管理システム）の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】

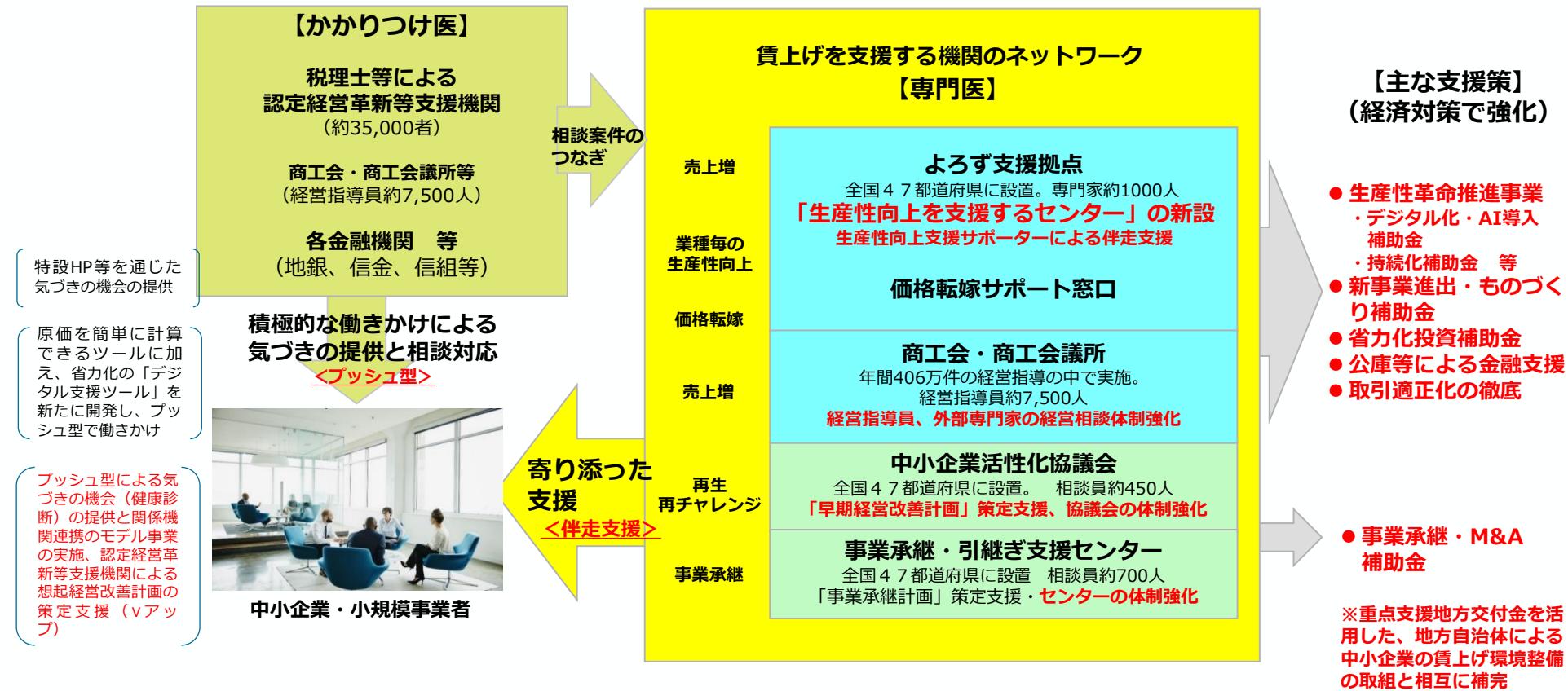


【AIによる省エネ最適運転】



(参考) 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（赤文字部分を経済対策に盛り込み）。



(参考) 経済対策の該当箇所

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。

これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 労働供給制約をはじめ物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」の検討に着手する。
- こうした考え方を先取りして、今般の経済対策において、企業の事業規模・成長ステージにあわせた支援を実施していく。

中小企業を巡る厳しい経営環境

労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

成長支援・生産性向上

- 飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援
 - ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化
- 持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援
 - ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
 - ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛り込んだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

伴走支援体制の強化・金融支援 等

■ プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

■ 金融支援の抜本強化

- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
 - ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
 - ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等
- 重点支援交付金との連携強化

1. 成長投資支援

- 中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- 大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】
 - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- 生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】
 - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- 革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】
 - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- 省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】
 - 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】
 - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】
 - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- 信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】
 - 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】
 - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】
 - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- 局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】
 - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- 課題の把握

Step1：人件費増加額の試算

Step2：利益構造の可視化

Step3：課題のあぶりだし（価格交渉・価格転嫁、デジタル化・IT導入・経営改善など）

- 課題別の処方箋

- 原資の確保（価格交渉・価格転嫁） 支援策：価格交渉促進月間、下請かけこみ寺
- 収益力強化（売上拡大・生産性向上） 支援策：デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金
- 経営基盤の安定化（経営改善・再チャレンジ） 支援策：中小企業活性化協議会、事業再構築補助金、信用保証制度
- 人材確保・事業承継支援策：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- **地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金**

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

<追加額 2.0兆円>

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
<p>① 食料品の物価高騰に対する特別加算 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援</p>	<p>⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援</p>
<p>② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援</p>	<p>⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)</p>
<p>③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。</p>	<p>⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援</p>
<p>④ 消費下支え等を通じた生活者支援 物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。</p>	<p>⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援</p>
<p>⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援</p>	<p>⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援</p>

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

価格転嫁の推進

新潟県新潟市

地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の推進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、長期継続契約にて委託を実施している公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。（清掃事業者、学校給食の調達等）

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

約56,000千円

✓執行スキーム：

新潟県新潟市



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・パートナーシップ構築宣言
- ・価格交渉促進月間

価格転嫁の推進

北海道清里町

地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。
(公共施設運営費等)

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年3月

✓事業予算額：

約28,750千円（一部充当）

✓執行スキーム：

北海道清里町



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・パートナーシップ構築宣言
- ・価格交渉促進月間

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

伴走支援の強化

埼玉県草加市 事業者伴走型創業・再展開支援強化事業

✓事業目的 :

物価高騰に直面する事業者等の経営体力の維持・強化を図る。

✓事業概要 :

商工会議所の相談員を増員し、専門人材による伴走支援体制を構築。事業者の経営体力の維持・強化を図るため、企業に寄り添いながら、事業者の創業、再展開期や事業承継等の事業活動を支援する。

✓事業実施期間 :

令和6年4月～令和7年2月

✓事業予算額 :

13,000千円

✓執行スキーム :

埼玉県草加市



草加商工会議所

関連する主な国の支援策等 :

- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援
(事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 (自治体連携型補助金)

省力化・生産性向上支援

大分県 大分県省力化・生産性向上支援補助金

✓事業目的 :

物価上昇の中で生産性を向上させ賃金を引上げる中小企業等を支援するため、奨励金の支給を行う。

✓事業概要 :

国の省力化投資補助金(カタログ注文型)やIT導入補助金(インボイス枠・インボイス対応類型)を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、補助金を交付。

✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

64,000千円

✓執行スキーム :

大分県



補助金事務局



採択企業

関連する主な国の支援策等 :

- ・IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金 (中小企業新事業進出促進事業)
- ・省力化投資補助金 (中小企業省力化投資促進事業)

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

経営構造転換の促進

長野県 中小企業経営構造転換促進事業

✓事業目的 :

引き続き業況が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、昨今の社会経済変化への対応や競争力強化への取組を支援する。

✓事業概要 :

原材料価格等の高騰により厳しい経営状況にある県内中小企業の競争力を強化するため、国の生産性革命補助事業への県単独の上乗せ補助を拡充（補助対象枠・採択可能件数の拡充）

✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

約170,000千円

✓執行スキーム :

長野県（現地機関）



採択企業

関連する主な国の支援策等 :

- ・ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進事業）
- ・省力化投資補助金（中小企業省力化投資促進事業）

金融支援

神奈川県川崎市 信用保証料補助金

✓事業目的 :

物価高騰等による影響を受けている中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図る。

✓事業概要 :

市融資制度の「伴走支援型経営改善資金」「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料を補助。

✓事業実施期間 :

令和6年4月～令和7年1月

✓事業予算額 :

約162,000千円

✓執行スキーム :

神奈川県川崎市



川崎市信用保証協会

関連する主な国の支援策等 :

- ・経営改善サポート保証（中小企業信用補完制度関連補助事業）
- ・協調支援型特別保証（同上）等

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

✓事業目的 :

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

✓事業概要 :

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

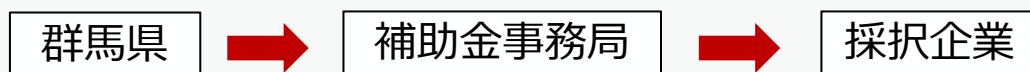
✓事業実施期間 :

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額 :

2,700,000千円

✓執行スキーム :



関連する主な国の支援策等 :

- ・パートナーシップ構築宣言
- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援
(事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援
(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

最低賃金引上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

✓事業目的 :

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業の生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

✓事業概要 :

- ①～③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の3分の2を補助（上限あり）。
- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
- ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
- ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

✓事業予算額 :

約250,000千円

※令和7年9月補正予算で実施。

✓執行スキーム :



ご参考

団体協約に関するパンフレット

2023年7月に全国中小企業団体中央会において、団体協約の概要や相談窓口の一覧等をまとめたパンフレットを作成。組合や商工関連団体等への普及啓発を進めている。



取引先との価格交渉、 価格転嫁対策に 組合を活用しよう！

中小企業組合による団体協約、組合協約の活用 (中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件
(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

団体協約等締結の要件・効果

- ◆団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合（商工組合においては「組合協約」）です。
- ◆団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆団体協約では、その内容を総会に諮り承認を得ておく必要があります。
- ◆団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

全国中小企業団体中央会

出典：全国中小企業団体中央会HP <https://www.chuokai.or.jp/index.php/associationsystem/dantaikyoyaku/>

◆中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

名 称	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315
千葉県中小企業団体中央会	043(306)3281
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511
愛知県中小企業団体中央会	052(485)6811
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195
滋賀県中小企業団体中央会	076(424)3686
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711
福井県中小企業団体中央会	0776(23)3042
富山県中小企業団体中央会	077(511)1430
京都府中小企業団体中央会	075(708)3701
奈良県中小企業団体中央会	0742(41)3200
大阪府中小企業団体中央会	06(6947)4371 連携支援課 06(6947)4372
兵庫県中小企業団体中央会	078(958)6015
和歌山县中小企業団体中央会	073(431)0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
愛媛県中小企業団体中央会	089(955)7150
高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
沖縄県中小企業団体中央会	098(860)2525 政策推進部 03(3523)4902 振興部 03(3523)4905

○中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03(3501)1763

○独占禁止法適用除外制度について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 03(3581)5483

○組合又は組合員による個別具体的な取組みの独占禁止法上の懸念について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 相談指導室 03(3581)5481

2025.9発行



適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和 8 年 2 月 3 日
公正取引委員会

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査で明らかとなった課題の要点

課題の要点

- 要請受諾率や引上げ品目率等の各指標は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなる。
⇒つまり、中小企業間の取引等、サプライチェーン深層の価格転嫁が十分に進んでいないことが伺われる。

参考図

大企業 (サプライチェーン上層の企業)

一定程度価格転嫁が進捗

中小企業

全国的に転嫁に課題あり

中小企業

令和7年度調査の重点取引段階

全都道府県において立入調査(462件)を実施

中小企業・小規模事業者の賃上げを可能とする環境の整備のために転嫁の進捗が重要

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」**（令和4年度調査）、**令和5年度に「特別調査」**（令和5年度調査）を実施。また、**令和5年11月29日に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定・公表**。そして、**令和6年度に「特別調査」**（令和6年度調査）を実施。
- 令和6年度調査での主な取組は次のとおり。
- ✓ 令和6年度調査では、書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者及び労務費転嫁指針に沿った行動を探らなかった発注者に注意喚起文書を送付。また、令和5年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者8,175名及び事業者名公表の対象となった10名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和6年度調査の結果、労務費転嫁指針の公表から約半年が経過した時点での認知度は48.8%であった。また、労務費の要請受諾率(注)は令和5年度調査よりも上昇しているものの、サプライチェーンの段階を遡るごとに低下している実態があり、更に労務費転嫁指針の認知度を高めるために引き続き積極的な周知が必要であると考えられた。



(注)令和6年度以前の調査では「転嫁率」としていたもの。発注者が受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾した金額の割合であることを踏まえ、本年度の調査から「要請受諾率」としている。

価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として

「令和7年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（令和7年度調査）を実施。

令和7年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・令和6年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和6年度調査における注意喚起対象13,929名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・注意喚起対象13,929名について価格転嫁円滑化の取組の状況、労務費転嫁指針に沿って行動しているか等を調査。

【事業者名公表3名に対するフォローアップ調査】

- ・令和6年度に事業者名公表の対象となった3名（事業者名公表3名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者92名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
全都道府県において資本金1000万円以下の発注者
に対しても重点的に
(462件実施)

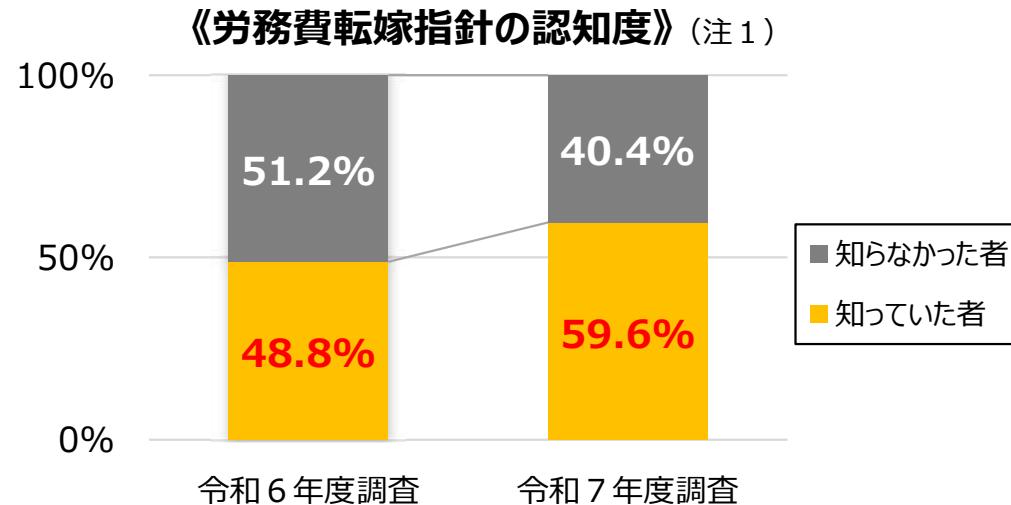
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名に、注意喚起文書を送付。
- 労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。

調査の結果…

- サプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。
- 労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。

労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

- 労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが「道半ば」。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合。

✓ 労務費転嫁指針の認知度を都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

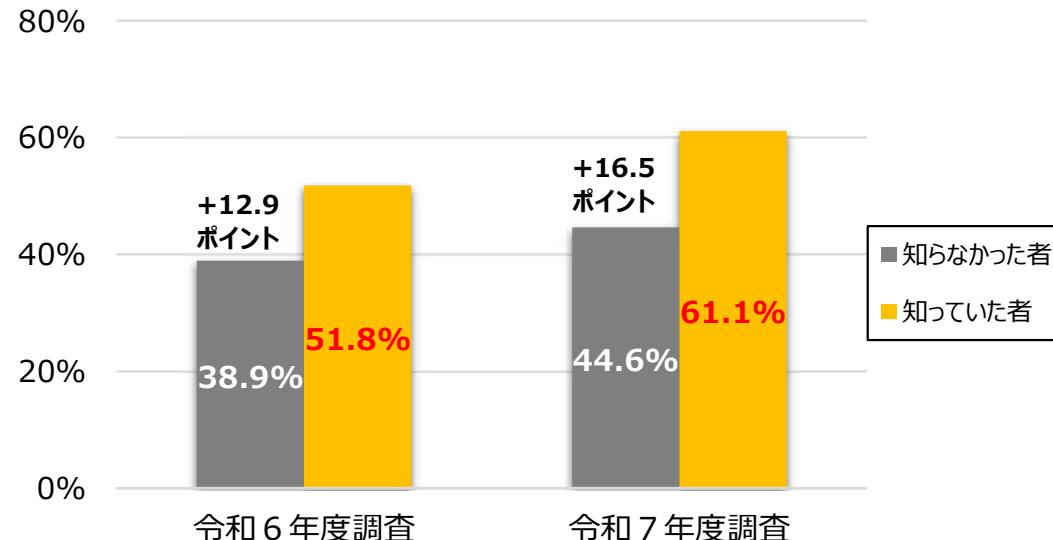
✓ 労務費転嫁指針の認知度を業種別（注2）にみると、

上位5業種は、放送業（80.5%）、輸送用機械器具製造業（73.2%）、ビルメンテナンス業・警備業（71.4%）、石油製品・石炭製品製造業（69.9%）及び情報通信機械器具製造業（69.6%）

下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（42.7%）、不動産取引業（43.4%）、飲食料品小売業（44.1%）、自動車整備業（45.1%）及び飲食料品卸売業（49.3%）

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」と「知らなかった者」別に算出したもの。

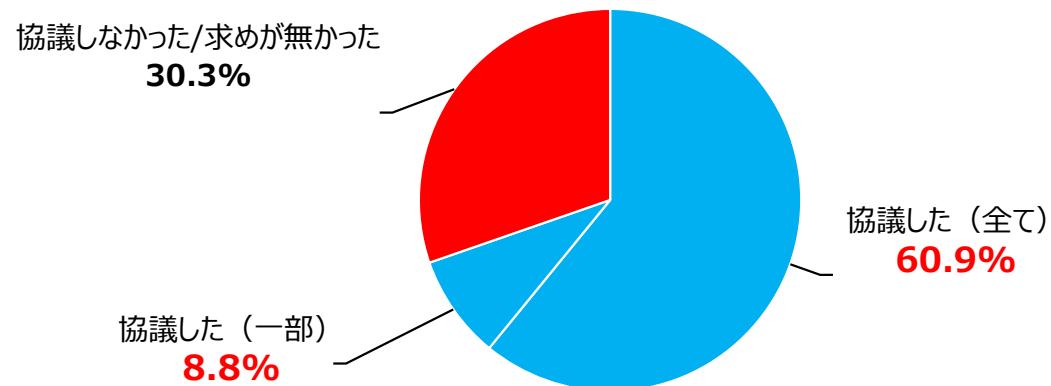
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らない者の同割合より16.5ポイント高い。

✓ 労務費重点21業種全てにおいても同様に、労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らない者の同割合より高い。

労務費転嫁指針のフォローアップの結果②

- ▶ **労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。**
- ▶ **労務費の要請受諾率は令和6年度調査より上昇**している。他方、労務費の要請受諾率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合
は60.9%（一部の商品・サービスについて価格
協議をした場合も含めると69.7%）。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《労務費の要請受諾率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

令和6年度調査	令和7年度調査
62.4%	67.4% (5.0%上昇)

(注2) この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の要請受諾率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和6年度調査	令和7年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	66.5%	68.9% (2.4%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	61.0%	67.4% (6.4%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	56.1%	62.3% (6.2%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	49.2%	56.6% (7.4%上昇)

労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付

- 労務費転嫁指針を知っていたと回答した発注者のうち、取り組まないことが独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を探らなかった**発注者9,747名に対し、労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注1））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	485	51	窯業・土石製品製造業	246	48	各種商品卸売業	116	14
協同組合	396	103	はん用機械器具製造業	238	36	各種商品小売業	106	15
情報サービス業	412	72	道路貨物運送業	221	35	運輸に附帯するサービス業	94	26
飲食料品卸売業	415	50	機械器具小売業	204	24	家具・装備品製造業	89	11
機械器具卸売業	395	57	映像・音声・文字情報制作業	194	22	鉄鋼業	71	19
食料品製造業	414	37	不動産賃貸業・管理業	169	23	非鉄金属製造業	68	20
金属製品製造業	354	73	パルプ・紙・紙加工品製造業	169	20	情報通信機械器具製造業	53	12
総合工事業	379	41	不動産取引業	169	19	石油製品・石炭製品製造業	52	12
生産用機械器具製造業	361	58	輸送用機械器具製造業	139	36	医療品卸売業・医療用品卸売業 (その他の卸売業)	53	10
技術サービス業	313	47	業務用機械器具製造業	139	33	倉庫業	45	11
電気機械器具製造業	262	45	広告業	148	23	放送業	37	12
化学工業	250	51	自動車整備業	146	18	インターネット附隨サービス業	42	4
印刷・同関連業	261	38	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	131	25	酪農業・養鶏業（農業）	36	3
飲食料品小売業	271	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	123	26	通信業	29	4
						その他の業種	120	23

(注1) 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

(注2) ■は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

(注3) 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

都道府県別の注意喚起文書送付件数

都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針
北海道	177	406	長野県	88	261	岡山県	71	165
青森県	46	109	富山県	61	116	広島県	86	226
岩手県	47	101	石川県	50	81	山口県	47	114
宮城県	64	151	岐阜県	66	179	徳島県	22	40
秋田県	31	58	静岡県	124	332	香川県	37	90
山形県	50	110	愛知県	214	604	愛媛県	41	94
福島県	51	119	三重県	55	131	高知県	28	53
茨城県	54	143	福井県	32	77	福岡県	118	307
栃木県	41	116	滋賀県	40	89	佐賀県	22	66
群馬県	49	144	京都府	94	189	長崎県	38	80
埼玉県	121	387	大阪府	353	830	熊本県	39	104
千葉県	80	254	兵庫県	160	332	大分県	27	69
東京都	1,086	1,820	奈良県	26	67	宮崎県	28	70
神奈川県	223	472	和歌山県	34	60	鹿児島県	31	80
新潟県	91	233	鳥取県	18	47	沖縄県	29	52
山梨県	18	64	島根県	26	55			

(注) 通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

立入調査において確認された問題となるおそれのある事例（兵庫県）

- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた事例。

業種 (発注者)	事例の概要
金属製品製造業	金属製品製造業者A社は、金属製品の製造業務の一部を金属加工業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、コスト上昇を理由とした引上げの要請があれば協議の場を設けることとしてきたが、そうした要請が無い場合にはA社から協議の場を設けることはしていなかったところ、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。また、A社は、一部据え置いたものについては、据え置く理由を記録に残る方法で回答しておらず、かつ、口頭でも回答していなかった。
広告業	広告業者A社は、顧客から受託した広告用ノベルティグッズの製造等を印刷業者（受注者）に委託している。A社は、顧客との取引価格について、顧客から引き上げてもらっておらず、また、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
道路貨物運送業	道路貨物運送業者A社は、運送事業に必要な資材を卸売業者等（受注者）から購入している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

令和7年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- 要請受諾率は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供業者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供業者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 労務費転嫁指針の認知度はいまだ約60%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が低下しているものの、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

今後の取組

【労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和7年度調査の結果、労務費転嫁指針の認知度は約60%と一定程度上昇したものの、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表3名への対応】

- 注意喚起対象13,929名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者1,854名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和5年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者44名について、追加で立入調査を実施。また、令和7年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係4,334名及び労務費転嫁指針関係9,747名）に対し、令和8年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表3名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

【労務費転嫁指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和7年度調査において、労務費転嫁指針に沿った行動を探っていない発注者が相当数みられたことなどから、令和8年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。
- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や取適法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

【取適法施行・周知等】

- 令和8年1月1日に施行された取適法（新たに「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止事項に追加）について、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会の開催、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、動画やテキストを含む各種媒体での解説等を行ってきたところ、今後とも広く周知に努めていく。

取適法（改正下請法）の概要

施行期日

令和8年1月1日

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

※赤色は改正内容

近畿地区における下請法の運用状況

■ 近畿地区における下請法の措置件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福井県	55	40	35
滋賀県	75	70	52
京都府	166	161	148
大阪府	795	758	767
兵庫県	253	230	231
奈良県	42	21	29
和歌山県	28	21	24
近畿地区合計	1,414	1,301	1,286

■ 近畿地区における主な違反事件

違反行為等の概要	関係法条	措置
<p>センコー株式会社は、荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、</p> <ul style="list-style-type: none">● 令和4年12月から令和7年11月までの間、下請事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。● 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、下請事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	勧告 R7.12.12

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。
(政労使の意見交換 令和6年1月22日)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や物流法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。

また、事業者が匿名で情報を提供できるフォームを作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

主な掲載事例

★発注者として採るべき行動／求められる行動

① 経営トップの関与

- ・パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

② 定期的な協議の実施

- ・毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

- ・転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

- ・受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】
- ・受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

- ・受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

- ・協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

価格転嫁ツールの例

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県の「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトにリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

1,422品目の値動きを表示！

価格交渉支援ツール

✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- ① 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- ② 「価格交渉支援ツール」を起動
- ③ 「業種」等を選択
- ④ 主要品目の価格上昇率等が表示
- ⑤ 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- ⑥ 適切な価格転嫁を実現

CLICK!

埼玉県 価格交渉支援ツール

価格交渉支援ツール 資料イメージ

主要原材料費等の推移

・毎月中旬に基礎データを更新

・毎月中旬に基礎データを更新【閏暦データの最新月】

国内企業物価指数	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計労働調査	前々月

・1,422品目から選択可能

・両面印刷で最大10品目表示

・日銀の各種指標や厚生労働省の毎月労働統計調査を基礎データとして使用

・国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702



基本設定

基本情報を選択してください

期間指定（開始時期） ブラウジング
令和2年(2020)1月

参考業種

建設業	繊維・衣服等卸売業
食料品製造業	飲食料品卸売業
機械工業	建築材料等卸売業※2
印刷・同関連業	機械器具卸売業
プラスチック製品製造※1	飲食店
金属製品製造業	廃棄物処理業
生産用機械器具製造業	不動産賃貸業・管理業
輸送用機械器具製造業	物品販賣業
道路貨物運送業	情報サービス業

注記
参考業種は、埼玉県内において事業所数が上位の業種で、公正取引委員会・中小企業庁の「価格転嫁に関する実態分析報告書（令和4年5月）」等を参考に抽出。

※1「プラスチック製品製造」は「プラスチック製品製造業」を指す
※2「建築材料等卸売業」は「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」を指す

業種名（最大10文字） 食料品製造業

グラフ表示

グラフ表示	グラフ表示品目等
グラフ1	米
グラフ2	砂糖
グラフ3	動植物油脂
グラフ4	調味料
グラフ5	原乳
グラフ6	鶏卵
グラフ7	食肉
グラフ8	事業用電力
グラフ9	道路貨物輸送
グラフ10	人件費

★印刷をしたい場合
プレビューを確認し、チラシ下部が一部切れてしまう場合は、「ページ設定」「拡大/縮小」で縮小して調整してください

★品目を入れ替えたい場合
品目を調整する場合は、「詳細設定」シートを選択

取適法の広報について

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

令和7年8月21日～

- ・令和8年1月1日に施行する取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けのpussh型広報・広聴企画の開催】

- ・「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画（桃太郎動画）】

令和7年11月7日に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ウェブ広告、SNSの活用



【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・取適法テキスト(令和7年11月28日に公正取引委員会ウェブサイトで公表)等により具体例を紹介

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の 実現に向けた取組について

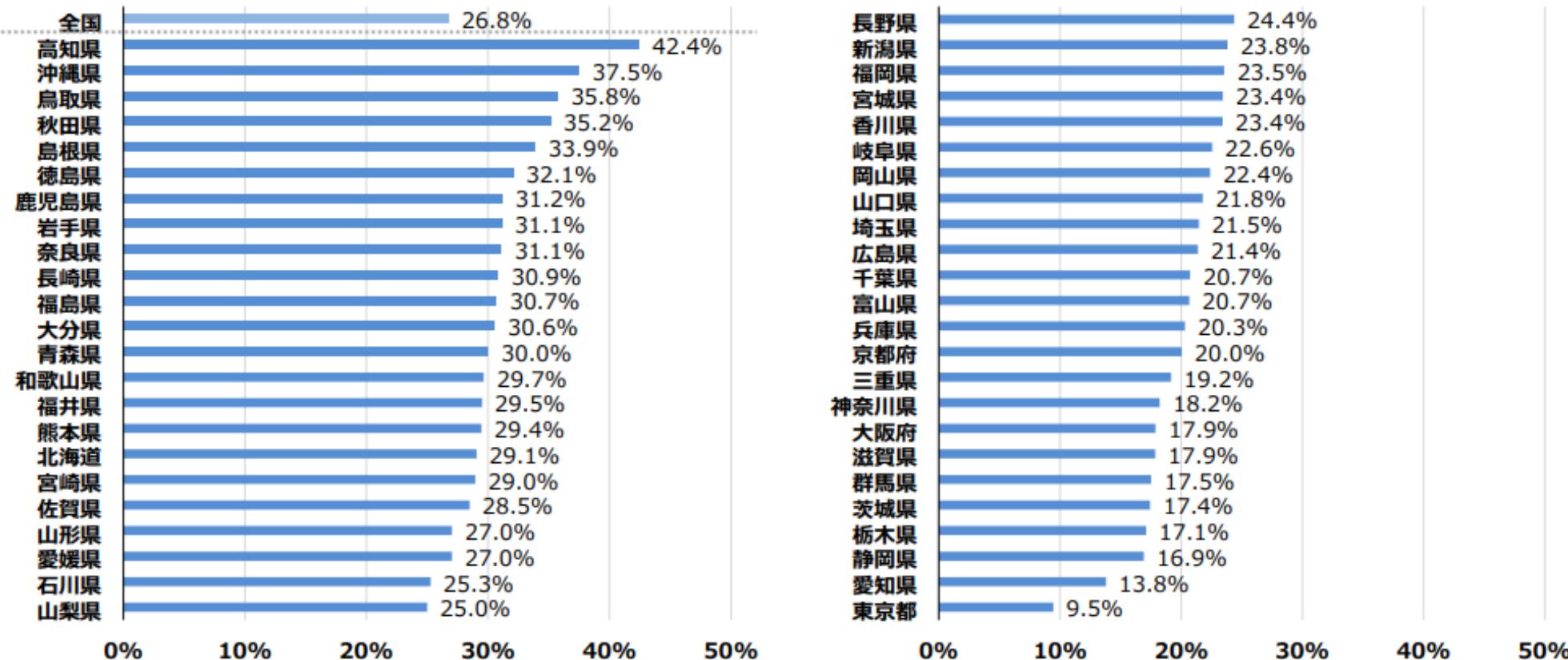
令和 8 年 2 月 3 日
総務省自治行政局

公的需要が都道府県GDPに占める割合

新しい資本主義のグランドデザイン
及び実行計画2025年改訂版
基礎資料集 (R7.6.13閣議決定)

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎える中、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、企業数の99%以上、従業者数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、地域経済の活性化等の観点からも、適切な価格転嫁が必要。自治体には、「適正な価格で契約を行うことに対する意識の確立」が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある。

1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成する必要

CHECK !

- 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約変更の実施も含め適切に対応する必要
➢ 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおくことも有効

CHECK !

- 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断つていないか
- 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、適切な価格転嫁を担保する観点からも重要

POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、原則として全ての入札への制度導入を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「見える化」して公表（R7.9）

CHECK !

- 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

<参考> 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

【低入札価格調査制度のイメージ】

E社(1,050万円)
予定価格(1,000万円)
調査基準価格(850万円)
調査基準価格未満で入札を行った業者について契約の履行能力があるかどうかを調査
C社(820万円) 落札
B社(750万円) 不適当失格
A社(600万円) 不適当失格

【最低制限価格制度のイメージ】

E社(1,050万円)
予定価格(1,000万円)
最低制限価格(800万円)
最低制限価格未満で入札を行った業者は自動失格
A社(600万円) 失格

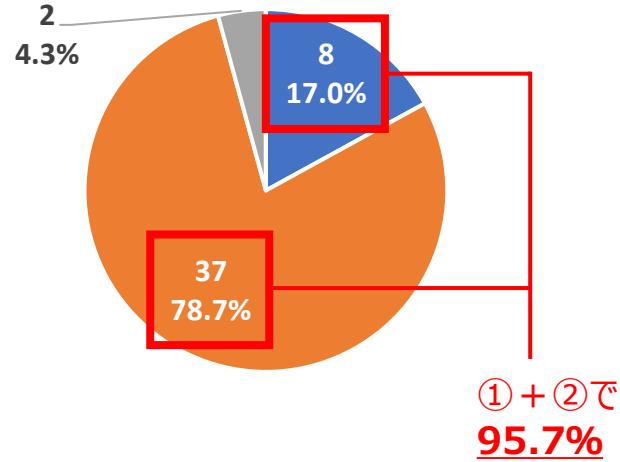
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況について

- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況のフォローアップ調査・取りまとめを行った。※前回調査はR6.9に実施
- 調査結果を見ると、依然として工事関係以外の請負契約に制度を導入していない市区町村が多い。原則、すべての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきたい。

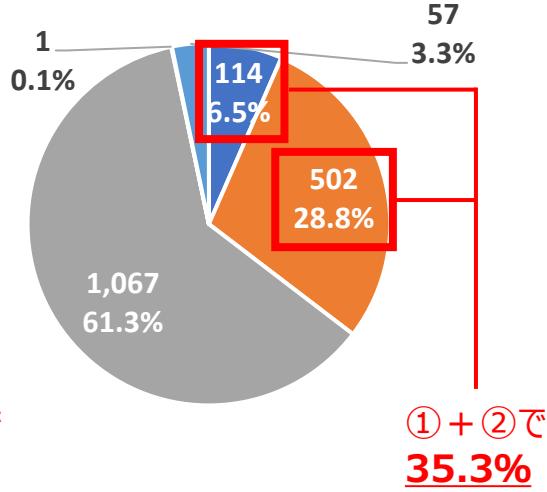
調査結果の概要

<低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況 (R7.5時点) >

都道府県



市区町村



- ①全ての請負契約
- ②工事関係 + 工事関係以外の一部の請負契約
- ③工事関係の請負契約のみ
- ④工事関係以外の請負契約のみ
- ⑤導入していない

※前回調査時に、工事関係以外の請負契約に制度を導入していなかったのは、
都道府県で7団体、市区町村で1,267団体

→ 制度導入が進んでいない理由として、市区町村からは、「制度導入に当たってのノウハウがない」といった課題があげられている。都道府県の取組を周知するなど、市区町村において制度導入が進むよう、支援をお願いしたい。

※ 調査結果の詳細については、総務省HPに掲載している。今後も定期的に導入状況等のフォローアップを行う予定。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

「重点支援地方交付金」を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、**物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援**を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、**地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化**のためにも活用することが可能です。

趣旨

○物価高騰に直面する地域の課題

- ✓ 地域経済を支える中小企業の**賃上げが重要**
- ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



○行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠

- 地方公共団体が行う公共調達において**労務費を含めた価格転嫁を促進**
- 地域の中小企業の**賃上げ原資を確保**
- 国として、**実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援**



○全国に価格転嫁の動きを波及

- **地域の中小企業における賃上げの機運を醸成**
- **賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現**

重点支援地方交付金の活用方法

○対象とする事業

- ・地方公共団体が行う**行政サービス、公共施設の整備等の公共調達**

○対象とする費用

- ・物価高騰への対応を目的とした、**労務費を含めた調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）**

○具体的な取組みのイメージ

- ・公共調達の**入札・再入札や、契約変更**において、当初の予算で想定していなかった**労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ**
- ・価格転嫁分が**実質的な賃上げにつながるもの**として確認できる書類の提出を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）等を踏まえ、適切な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。

※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止

官公需における価格転嫁の取組について

内閣官房

2026年2月3日

官公需における価格転嫁の取組について

I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約 1 / 4 を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしていることから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

【経済財政運営と改革の基本方針2025等】

「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」

- ◆ 低入札価格調査制度等の導入拡大・活用
→ 地方公共団体における導入の促進
- ◆ 地方公共団体における相談窓口の開設
→ 「取引かけこみ寺（旧：下請かけこみ寺）」の活用

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 (R7.4.22閣議決定)

- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定の促進等

物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

- ◆ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底
(自治体ごとの導入状況を見る化)
- ◆ 労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し
(直接人件費・直接物件費を指標とする等)
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用
(実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援)
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映 (R8年度～)

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の 推進に向けた取組について

財務省

2026年2月3日

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

1. 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）

（1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制等を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

（2）低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、新たな調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次調査基準の見直しを行う。

（3）期中改定等の徹底

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で明記されている期中改定条項等の契約への設定、受注者からの申出に対する誠実な協議等の取組みを徹底する。

（4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等など

2. 財務省主計局長通達の追加改正（令和7年12月16日）

（1）低入札価格調査事項等の事前周知

入札公告・入札説明書等に以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知する。

・調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細

・積算資料等の提出・説明に応じない等の場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること など

（2）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされるものと判断した場合において、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

（注）上記の内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

(参考) 低入札価格調査制度に関する政府決定

経済財政運営と改革の基本方針2025

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度**及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

(2) 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、**低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。**

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。こうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、**同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。**

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要であり、最低制限価格制度及び**低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する。**

国において、**低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する。**同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

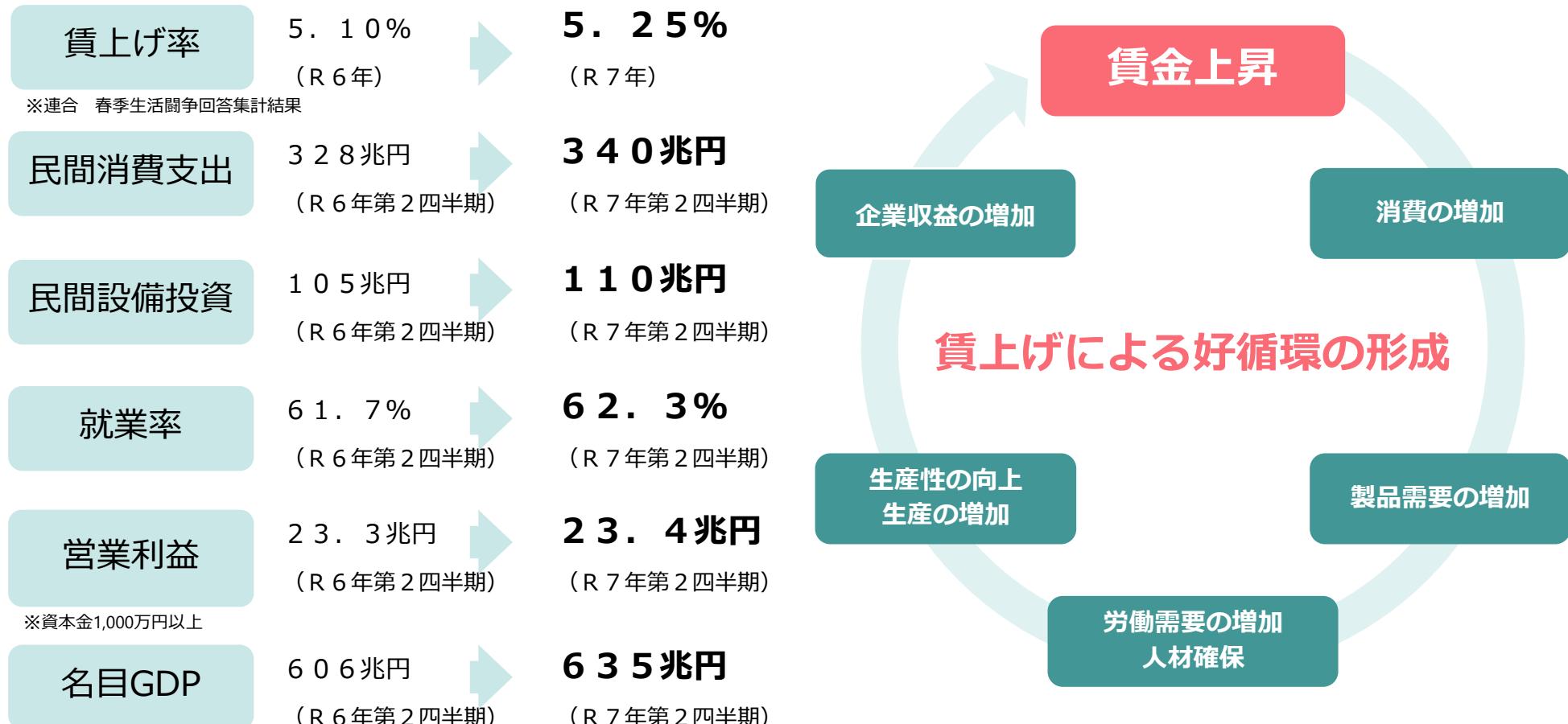
また、地方公共団体において、工事以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する**ほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。

兵庫県政労使会議 兵庫労働局配布資料

令和8年2月3日

賃上げによる好循環

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。



賃上げ環境の整備

内閣官房

内閣府

農林水産省

厚生労働省

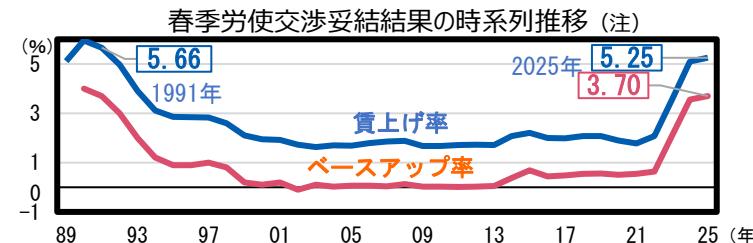
公正取引委員会

経済産業省

- 物価上昇を上回る賃上げを全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの環境整備

現状

- 春季労使交渉は、賃上げ率が2年連続で5%台で、約30年ぶりの高水準



主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための設備投資・省力化投資等の強化
- 「100億企業」の創出支援
- 「省力化投資促進プラン」の推進
- 事業承継・M&Aの支援強化
- 予兆管理や再生支援の強化

医療・介護等支援パッケージ

- 令和8年度報酬改定の効果を前倒しし、医療・介護・障害福祉分野の現場で働く幅広い職種の方々の賃上げを支援
- ICT機器等の導入等による生産性向上・職場環境改善の取組を支援

価格転嫁・取引適正化の推進

- 取直法・振興法の厳正な執行
- 「労務費転嫁指針」の改正
- 官公需における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる気づきの提供と相談体制の強化
- 生産性向上支援センター設置や自治体による支援モデル創出

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者を支援
- 農林水産業等も支援

業務改善助成金

- 最低賃金引上げに対応する中小企業等が賃上げと設備投資等をする場合、最大600万円を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争回答集計結果」より作成。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

賃金引上げに向けた厚生労働省の支援施策（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

事業主の皆さんへ

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業・大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

活用のポイント 労働時間削減等の取組

コース区分	助成上限額
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～6～200万円 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途田舎向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円～1000円
②経費助成率	訓練経費の4.5%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円～36万円
③OJT実施助成額	1人コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理制度改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合会社への助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い待遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース・中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku.html>
「賃上げ」支援助成金パッケージ
nitsuite.bunya/package.00007.html



全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

令和8年度予定額 85百万円 (一) ※当該額はキャリア形成・リ・スキリング事業の内数

「国民運動」としての取組方針

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、労使、大学等の教育機関、業界団体等において、リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成を図る。
- 有識者や賛同企業等にもご協力をいただきながら、経済産業省、文部科学省など関係省庁との連携強化や関連施策の情報発信を行う。
- 技能五輪国際大会（2028年）までの3年間を集中実施期間とし、令和8年度から、労使、大学等の教育機関をはじめ、幅広いターゲットに向けて情報発信を行う想定。ものづくり・DX分野などにも焦点を当てながら、関係機関と連携し、リ・スキリングに関する情報及びプログラムへのアクセス向上や技能尊重の機運醸成を図る。

主な取組事項(案)

- 有識者会議の設置・機運醸成に向けた参加型シンポジウム等の開催
 - 国民運動の基本的な方向性や効果的な発信手法を検討。
 - リ・スキリング国民運動の熱量を高めるシンポジウムを開催。
 - 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等
 - 他省庁のリ・スキリングに関する施策・政策資源とも連携及び活用していくことで、より効果的にリ・スキリングの機運醸成を図る。
 - 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
 - 機運醸成の情報拠点として、特設サイトを開設。
 - 企業における好事例の収集・公表。
 - SNS・ウェブ・既存イベント・関係機関を通じた周知広報。
 - キャンペーンロゴ・名称の設定
 - 国民運動の周知・広報を推進するキャッチコピー・ロゴを決定。
- ※ 本施策を推進していくためには、厚生労働省・都道府県労働局を始めとする関係省庁と各地域の労使が連携して、地域に根差した取組を進めていくことが重要。各地域の先進的な取組のご紹介やその情報発信にも取り組み、リ・スキリングの機運醸成につなげていくことを予定。

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

省力化投資促進プラン

- 2025年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業））、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を策定。
⇒これらのプランについては、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.htmlで公表中。
- 2025年12月には、これらに、新たに、警備業が追加された（※次ページ参照）。
- プランの実行に当たっては、全国2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国500の地域金融機関によるデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート体制構築、希望する中小企業等に対する専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」の設置を予定。

経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

「強い経済」を実現する総合経済対策（2025年11月21日閣議決定）（抜粋）

（持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援）

人手不足感の強い12業種（※）を中心に、省力化投資を促進するため、「省力化投資促進プラン」に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。

（※）飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業の12業種。これらに、新たに、警備業を追加する予定。

警備業・省力化投資促進プランの概要

実態把握の深堀

- 警備業は、過酷な労働環境・低賃金のため、人手不足が深刻化している（2025年9月の有効求人倍率：警備業6.70倍/全職業1.10倍）。
- 警備員は、離職率が高く、高齢化が進んでいる（2024年における65歳以上の労働者の割合：警備業34.3%/全職業13.6%）。
- 警備業務は危険と隣り合わせであり、毎年、多くの警備員が不慮の事故により殉職している（令和6年には28名が殉職）。
- 警備業は労働集約型であり、省力化とともに労働災害防止に資する自動化・機械化・システム導入の推進が必要である。

多面的な促進策

- 警備ロボットやバーチャル警備システム、警備ドローン等を活用した施設警備業務の省力化、交通誘導システム等を活用した交通誘導警備業務の省力化。
- 警備員の労務管理、配置シフト管理、上番・下番報告管理、給与の計算や債権債務業務等をシステム化することで、事務処理や管制員等の業務を省力化。
- その他、各種申請手続きのオンライン化。

サポート体制の整備・周知広報

- 業界団体による事業者向けセミナー等での優良事例の横展開により省力化施策を推進。
- 各省庁の施策情報を警察庁が集約し、業界団体等の情報発信を経由して各事業者に浸透させる。
- 生産性向上支援センターにおける伴走支援を活用。

目標、KPI、スケジュール

- 目標：警備業の労働生産性を**2029年度までに25%向上**（2024年度比）することを目指す。
- KPI：2029年度までに**警察行政手続オンライン化システムの利用率25%**を目指す（2025年12月から運用開始）。
2029年度までに**法定教育にeラーニングを導入している事業者数約1,000業者**を目指す（2025年11月末時点の導入事業者数約313事業者）。
省力化支援施策に関する**セミナー（説明会）を年4回（累計16回）**開催し、DX化を推進する。

※プラン全文については、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/keibigyou/index.html>に掲載中。

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

重点支援地方交付金

生活者支援

- ①**食料品の物価高騰に対する特別加算**
例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付
- ②**物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援**
例) LPガス使用世帯への給付等の支援
- ③**物価高騰に伴う子育て世帯支援**
例) 小中学校等における学校給食費の支援
- ④**消費下支え等を通じた生活者支援**
例) 水道料金の減免
- ⑤**省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援**
例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



事業者支援

- ①**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**
例) 経営指導員による伴走支援
・生産性向上に向けた補助
・公共調達における価格転嫁の円滑化
- ②**医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援**
例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援
- ③**農林水産業における物価高騰対策支援**
例) 飼料高騰の影響受ける酪農経営の負担軽減の支援
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援
- ④**中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援**
例) 特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援
・中小企業の省エネの取組支援
- ⑤**地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援**
例) 地域に不可欠な交通手段の確保
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応

厚生労働省の賃上げに向けた主な支援施策の実績（令和6年度）

全国

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

兵庫県

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	931	853	10.3
キャリアアップ助成金	4,883	3,502	23.2
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和7年度から受付を再開していることから令和6年度実績はなし	—	—	—
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	2,428	1,605	6.7
働き方改革推進支援助成金	242	212	3.4

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

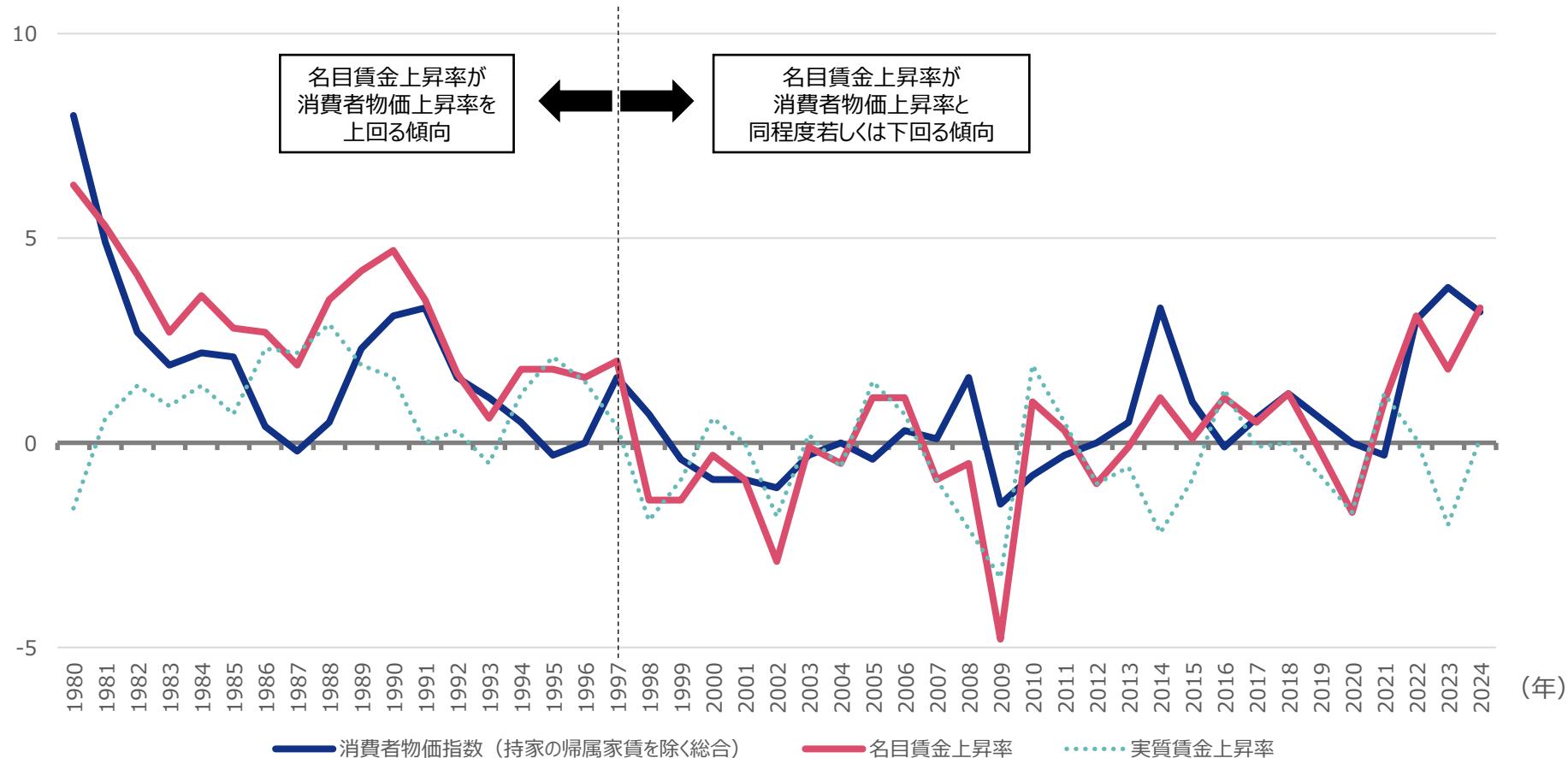
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
 - 物価上昇率は、2022年以降はそれ以前より高い傾向にあり、3%台で推移。
 - 名目賃金上昇率は、2021年以降プラスで推移。

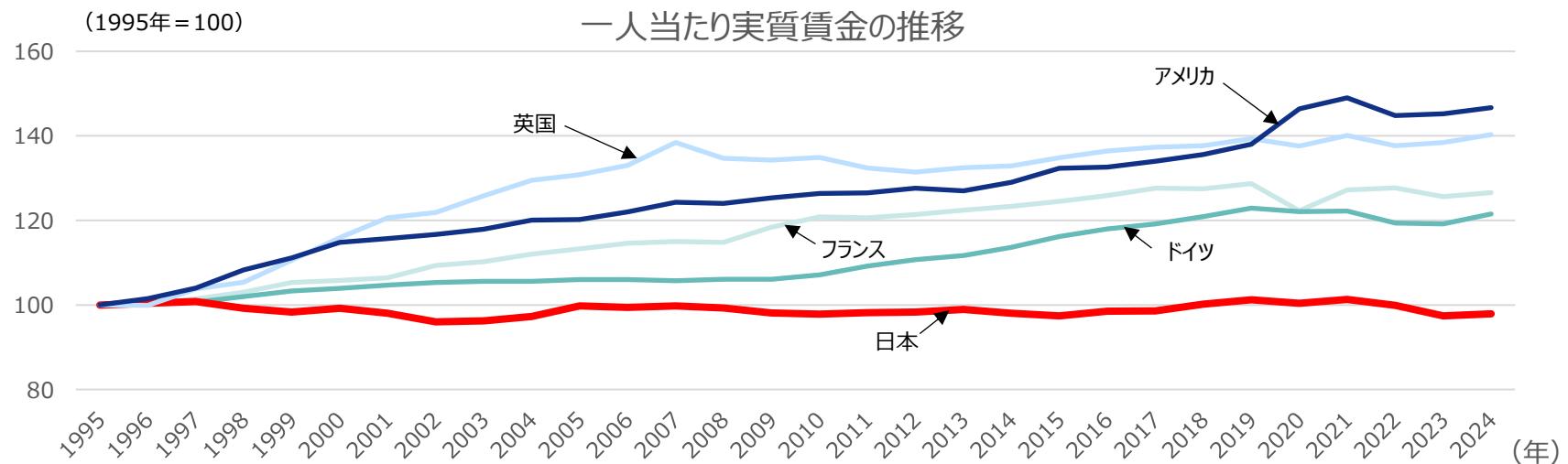
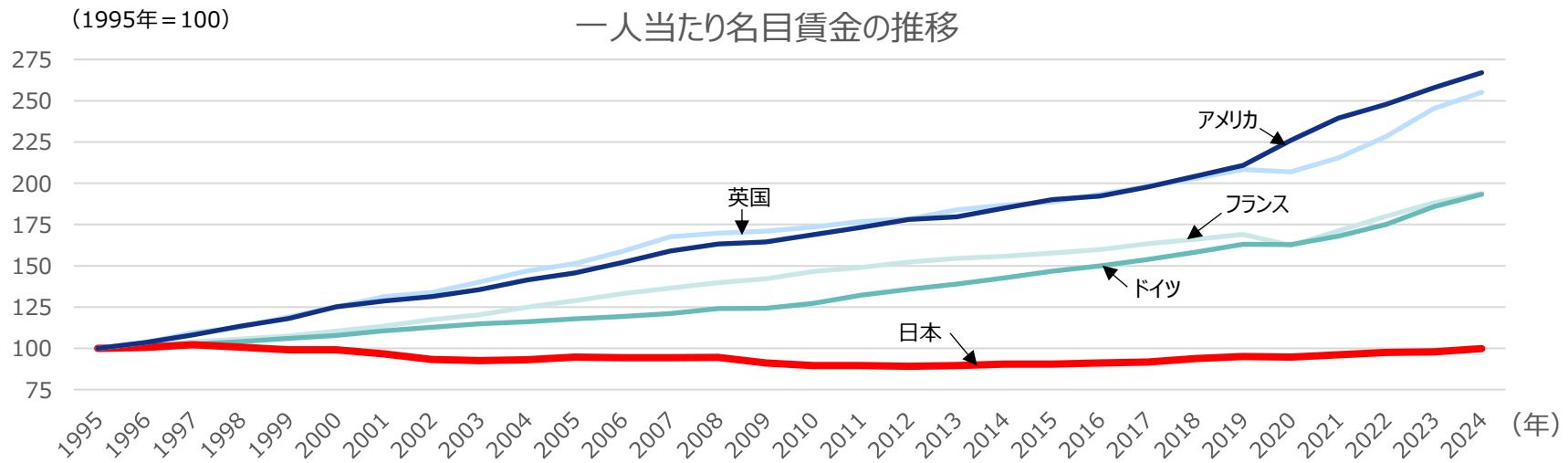


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象（毎月勤労統計調査で一般的に報道されるのは5人以上事業所が対象）

一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

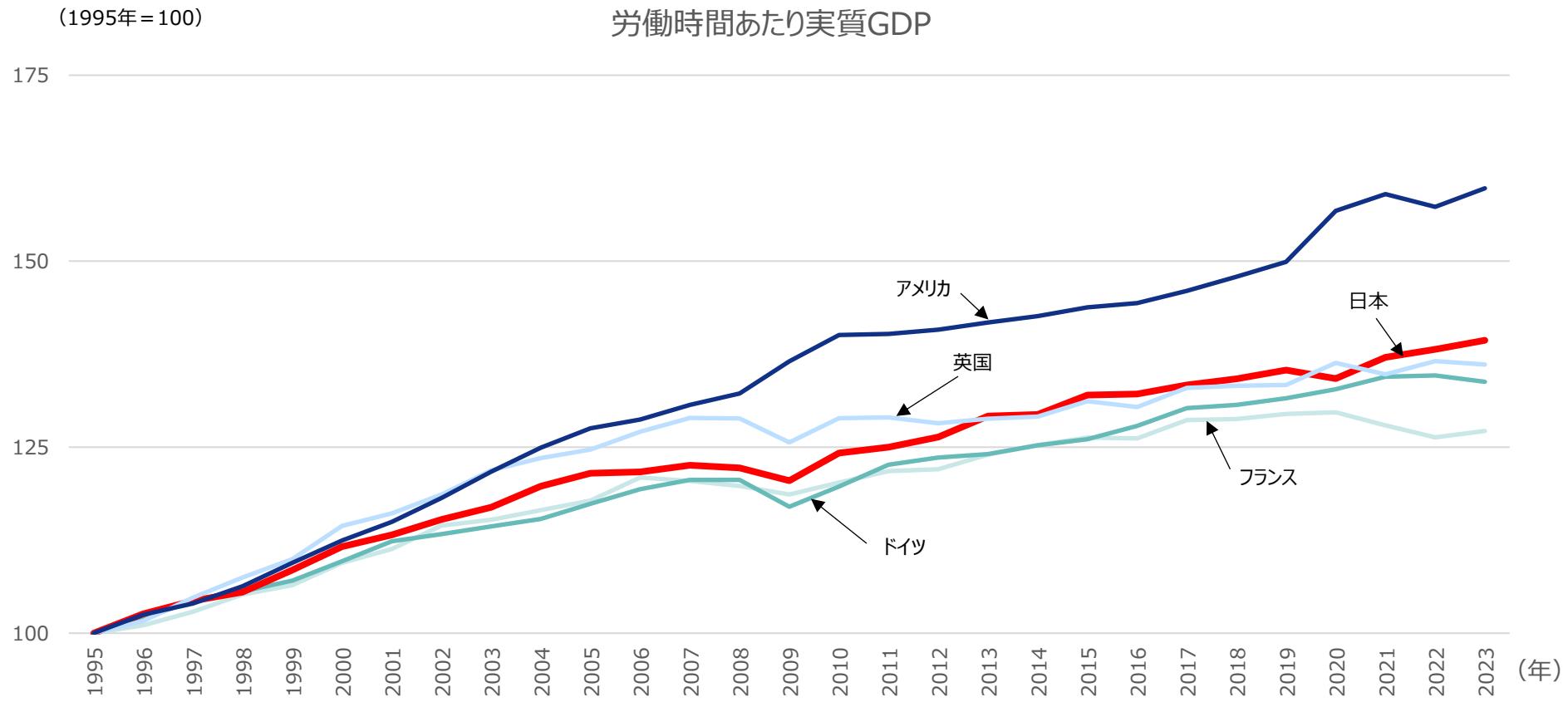
□ 過去30年間にわたり、我が国の人一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

労働時間当たり実質GDP

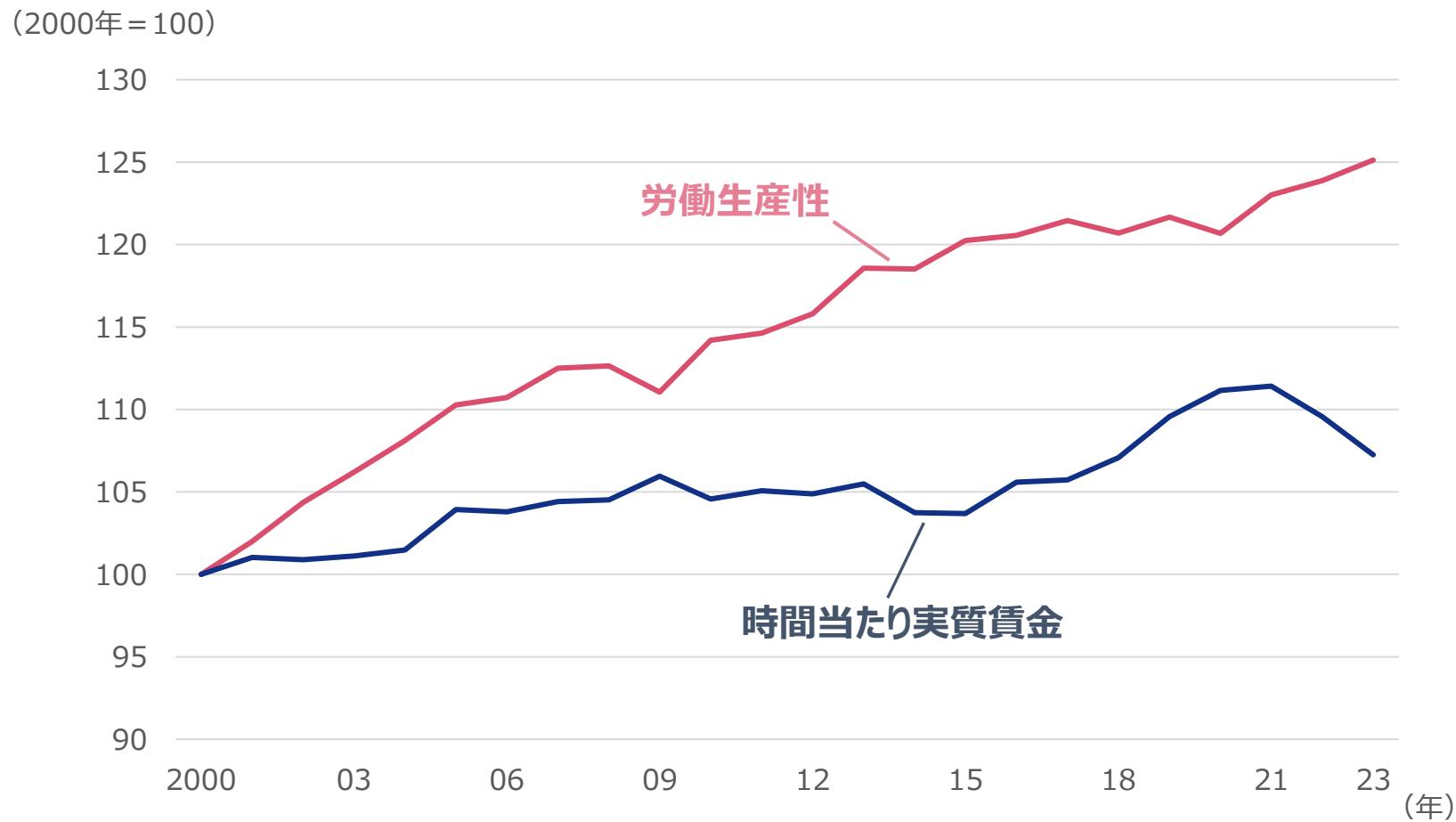
□ 労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

□ 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(注) 労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース

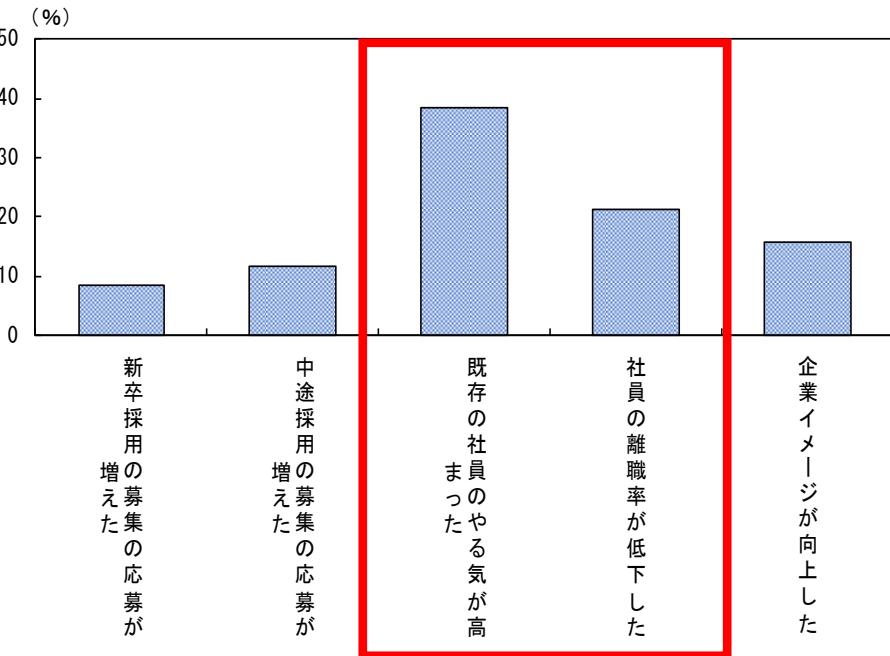
労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの

賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

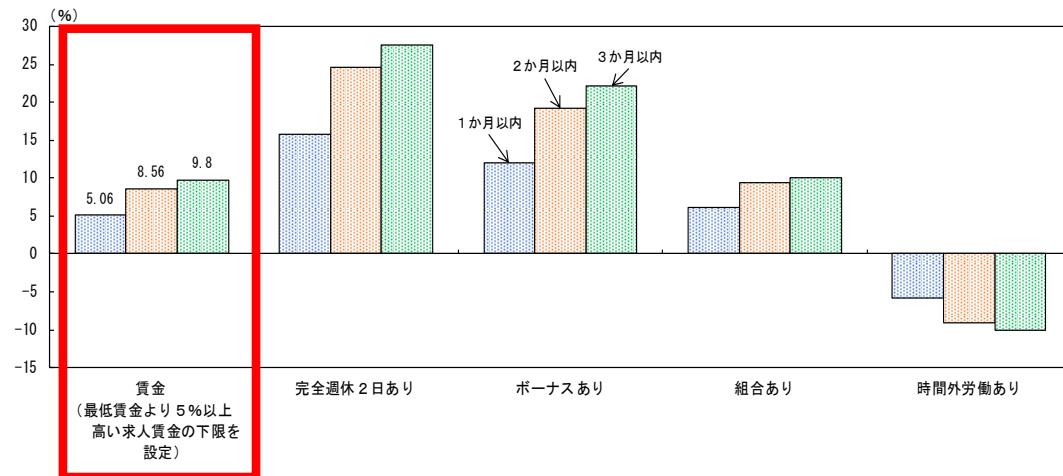
図表
01

賃上げで企業が実感する効果



図表
02

求人条件による被紹介企業への応募增加効果



※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より5%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、3ヶ月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

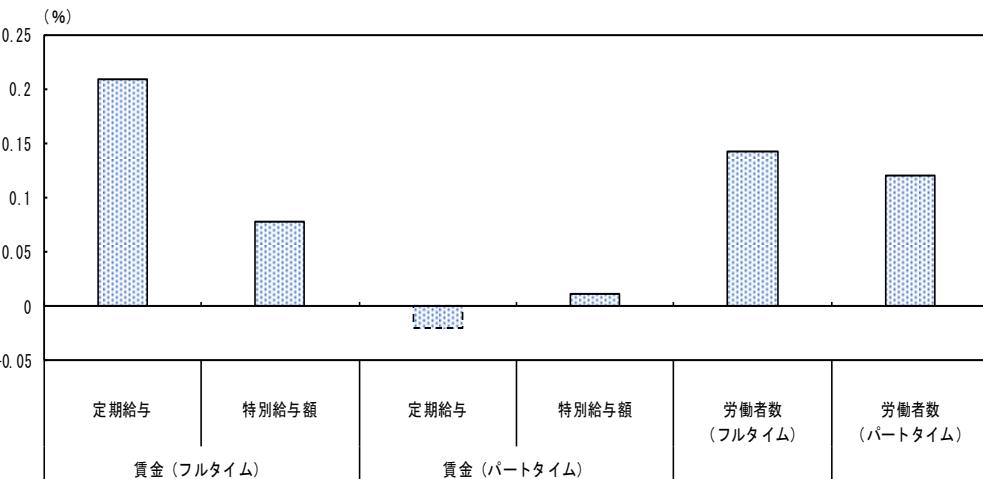
- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表

03

消費への効果

賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率

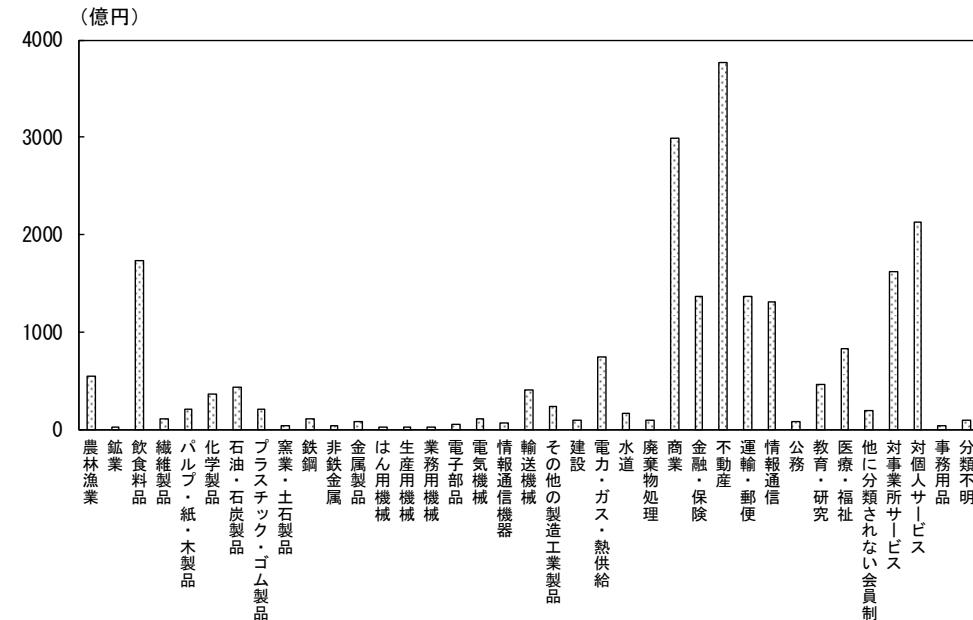


図表

04

生産への効果

賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

賃上げの状況

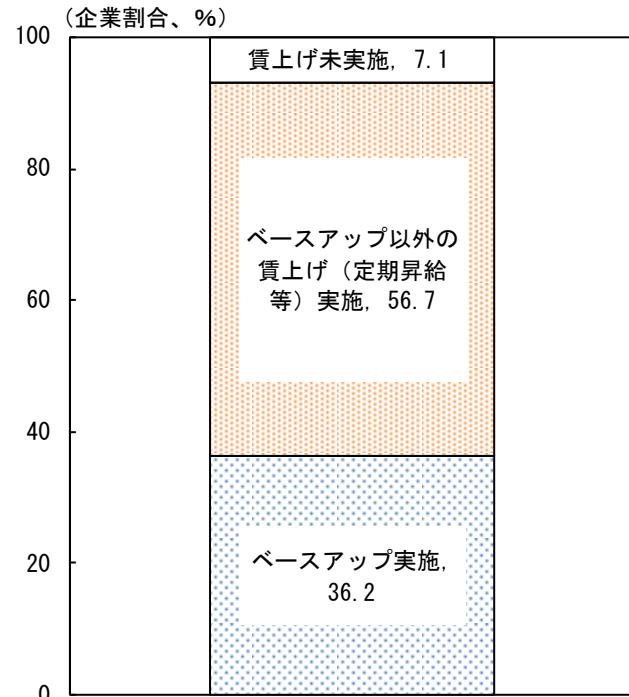
- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表

05

賃上げ実施状況

賃上げの方法等（2022年）

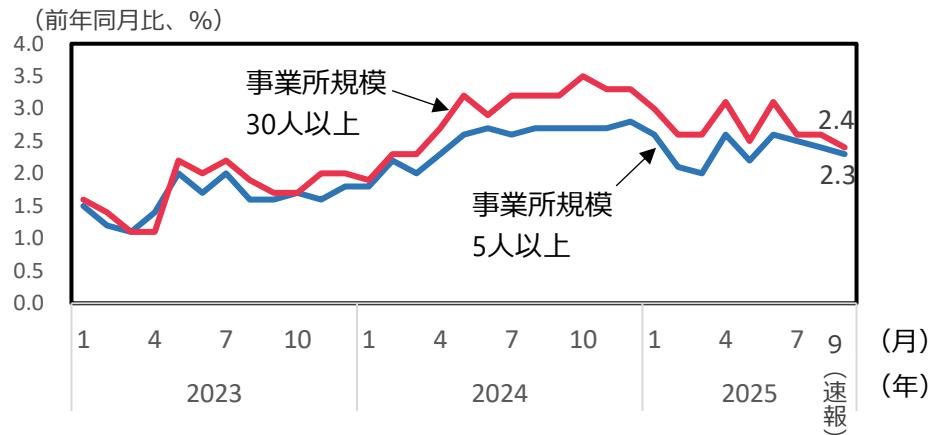


資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。

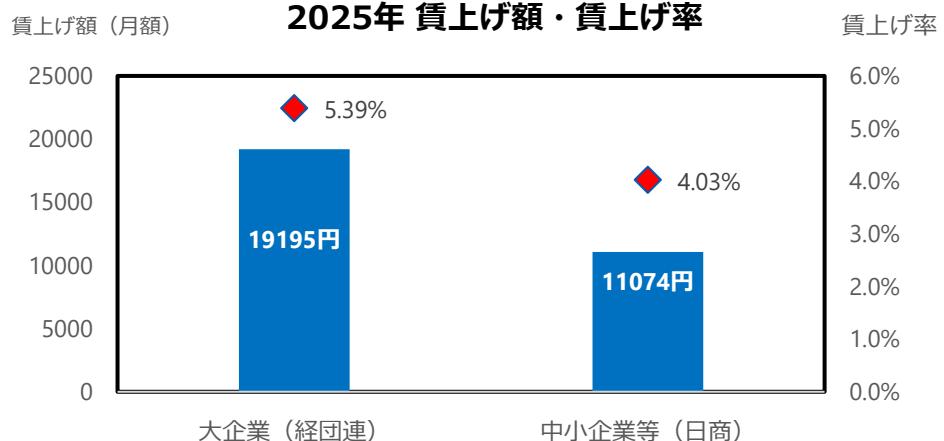
(独)労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注)2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。

一般労働者の所定内給与の推移



2025年 賃上げ額・賃上げ率



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が139社、中小企業等（日商調査）が2,389社。

令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R7.10.14）

調査結果の概要

1 賃金の改定状況

（1）賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.5%** (前年91.2%)

（2）1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 13,601円（前年 11,961円）

改定率（予定を含む。） 4.4% (同 4.1%)

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **15,229円** (前年13,668円)

改定率（予定を含む。） **4.8%** (同 4.5%)

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **11,980円** (前年 10,170円)

改定率（予定を含む。） **4.0%** (同 3.6%)

(注) 1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

（1）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況 定期昇給を行った・行う企業割合 76.8%

（2）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを行った・行う企業割合 57.8%

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上的一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるばし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日） 21

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域働き方・職場改革等推進会議について

設置の趣旨・目的

- 全世代型社会保障を構築していくためには、個人のライフスタイル・ライフサイクルに応じた多様な働き方やキャリア選択が可能となり、将来への展望を持ちながら安心して働くことができる環境を整備することが重要である。
- 我が国が「人材希少社会」に入る中で、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築いていく必要があり、「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）を踏まえ、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、若者や女性にも選ばれる地方を実現するため、地域の関係者や有識者が議論し、共に地域の働き方・職場改革等の推進に取り組む地域密着型の活動を促進し、先行可能な地域からの実践を支援する必要がある。
- この支援について、有識者を含めて検討し、関係行政機関で連携して実施するため、全世代型社会保障構築本部の下に、地域働き方・職場改革等推進会議を開催する。

取組の参加自治体

- 本取組に参画する自治体を募集した結果、全国68自治体（24県・44市町村）が取組に参加。

幹事会（サポートメンバー）

- 関係府省で連携して取組を進めるため、会議の下に、関係行政機関の職員で構成する幹事会を置く。

スケジュール

- 4月25日（金）第1回会議開催
- 9月29日（月）第2回会議開催

※春以降、各自治体における取組を順次実施。

推進会議のメンバー（◎：議長、○：副議長）

◎佐藤啓 内閣官房副長官（参）	猪熊律子 読売新聞東京本社編集委員室
○金子容三 内閣府大臣政務官（全世代型社会保障改革担当）	小安美和 株式会社Will Lab代表取締役
古川直季 内閣府大臣政務官（新しい地方経済・生活環境創生担当、男女共同参画担当）	白河桃子 昭和女子大学客員教授、情報経営イノベーション専門職大学特任教授
神谷政幸 厚生労働大臣政務官	菅原茂 宮城県気仙沼市長
	平井伸治 鳥取県知事
	古屋星斗 リクルートワークス研究所主任研究員
	山本蓮 地方女子プロジェクト代表

幹事会のメンバー（◎：議長、○：副議長）

◎内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長	厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
○内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官	厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）（政策統括室長代理併任）
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局企画官	内閣府男女共同参画局推進課長
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官	厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）（雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室長併任）
内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）	

地域働き方・職場改革ネットワーク

～「魅力ある働き方・職場づくり」を起点とした地域社会の変革～

- 「若者や女性にも選ばれる地方」に向け、自治体が地元企業等に呼びかけて、地域社会のアンコンシャス・バイアスや「働き方の課題」を解決していく取組を始動。
- 68自治体（24県・44市町村）が参加し、「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成。先行自治体の成否両方の経験や有識者の知見の共有等により取組を加速し、全国的な波及を目指す。

	県（24）	市町村（41）	
北海道		函館市（北海道）	
東北	岩手県 秋田県 宮城県	久慈市（岩手県） 能代市（秋田県）	酒田市（山形県） 白鷹町（山形県）
関東	栃木県 埼玉県	足利市（栃木県） 佐野市（栃木県） 矢板市（栃木県）	秩父市（埼玉県） 桐生市（群馬県）
甲信越	新潟県 山梨県	新潟市（新潟県） 見附市（新潟県）	妙高市（新潟県） 佐渡市（新潟県）
東海	岐阜県 愛知県 三重県	大垣市（岐阜県） みよし市（愛知県） 南知多町（愛知県） 菊川市（静岡県） 牧之原市（静岡県）	浜松市（静岡県） 焼津市（静岡県） 藤枝市（静岡県）
北陸	富山県 福井県	加賀市（石川県） 勝山市（福井県）	
近畿	滋賀県 奈良県 和歌山県	舞鶴市（京都府） 洲本市（兵庫県）	門真市（大阪府）
中国	鳥取県 島根県 岡山県	境港市（鳥取県） 雲南市（島根県） 下関市（山口県）	吳市（広島県） 福山市（広島県）
四国	愛媛県		
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	北九州市（福岡県） 唐津市（佐賀県） 武雄市（佐賀県） 長崎市（長崎県） 佐世保市（長崎県）	日田市（大分県） 宮崎市（宮崎県） 鹿児島市（鹿児島県） 志布志市（鹿児島県）

	市町村（3）	
先行自治体	豊岡市（兵庫県） 南砺市（富山県）	気仙沼市（宮城県）

地域働き方・職場改革ネットワーク

68自治体（24県・44市町村）



労働局が「働き方の課題」への対応を支援します。

労働局は、様々な労働行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。仕事を探している方、働いている方、事業者の方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、働く方を直接支援する第一線の機関として、職業安定・人材開発行政のハローワーク、労働基準行政の労働基準監督署、雇用環境・均等行政の雇用環境・均等部（室）を有しています。

今般、地域の「職場」に呼びかけて課題への気づき・対応を促し、若者・女性にとっての「職場」の魅力を高めることに取り組む自治体の皆さまと連携し、協力させていただければ幸いです。

自治体の皆さまの取り組み	労働局の協力が考えられる事項		
①調査、ヒアリング	・若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供	・優良事例企業の情報提供	・地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化
②セミナー、ワークショップ	・女性活躍・就職支援等イベントの共同開催 ・若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供 ・職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説	・女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣 ・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ ・ハローワークにおける取り組みとの連携 ・地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化	
③フォーラム、シンポジウム	・えるばし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ	※女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画。常時雇用する労働者101人以上の企業は策定義務、100人以下の企業は努力義務とされています。	
④コンサルティング	・働き方改革推進支援センターにおける個別企業に対する支援	・監督署における企業に対する相談対応・支援 ・地域の若者・女性のキャリア形成・リ・スキリング支援	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ
⑤好事例展開	・優良事例企業の情報提供	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ	
⑥補助金	・自治体で実施される補助金の趣旨・内容に合わせた説明会等での講師派遣	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ ・ハローワークにおける取り組みとの連携	
⑦協議体制、共同宣言	・協議体制等への労働局やハローワークの参画		
⑧その他（独自の企業認定・表彰等）	・自治体の企業認定を取得等した企業へのえるばし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ ・職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説 ・女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣 ・地域活性化雇用創造プロジェクト・地域雇用活性化推進事業の活用等支援		

アンコンシャス・バイアスについて

- ◆ 固定的性別役割分担意識、とりわけ、女性の活躍を無意識に阻むアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根深く存在。
- ◆ アンコンシャス・バイアスを背景に、勤続年数や管理職比率の差や、コース別雇用管理の下で男女の労働者の役割分担が定着している実態がある。

性別役割に対する考え方

男性 上位10項目		回答者数：5452	(%)	(参考) 前回 順位	女性 上位10項目		回答者数：5384	(%)	(参考) 前回 順位
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	48.7	2		1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	44.9	2	
2	女性には女性らしい感性があるものだ	45.7	1		2	女性には女性らしい感性があるものだ	43.1	1	
3	女性は感情的になりやすい	35.3	4		3	女性は感情的になりやすい	37.0	3	
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	34.0	3		4	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.2	4	
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.8	5		5	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	27.2	—	
6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない	33.1	—		6	女性はか弱い存在なので、守られなければならない	23.4	—	
7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.4	7		7	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	21.6	5	
8	男性は人前で泣くべきではない	28.9	6		8	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	21.5	10	
9	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	28.6	—		9	組織のリーダーは男性の方が向いている	20.9	8	
10	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	28.4	8		9	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	20.9	8	
11	家事・育児は女性がするべきだ	27.3	9		11	家事・育児は女性がするべきだ	20.7	7	
14	家を継ぐのは男性であるべきだ	25.4	10		12	共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ	20.3	6	

<職場における性別役割意識>



(資料出所) 令和4年度「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査」（内閣府男女共同参画局）